

だい しょう  
第 3 章

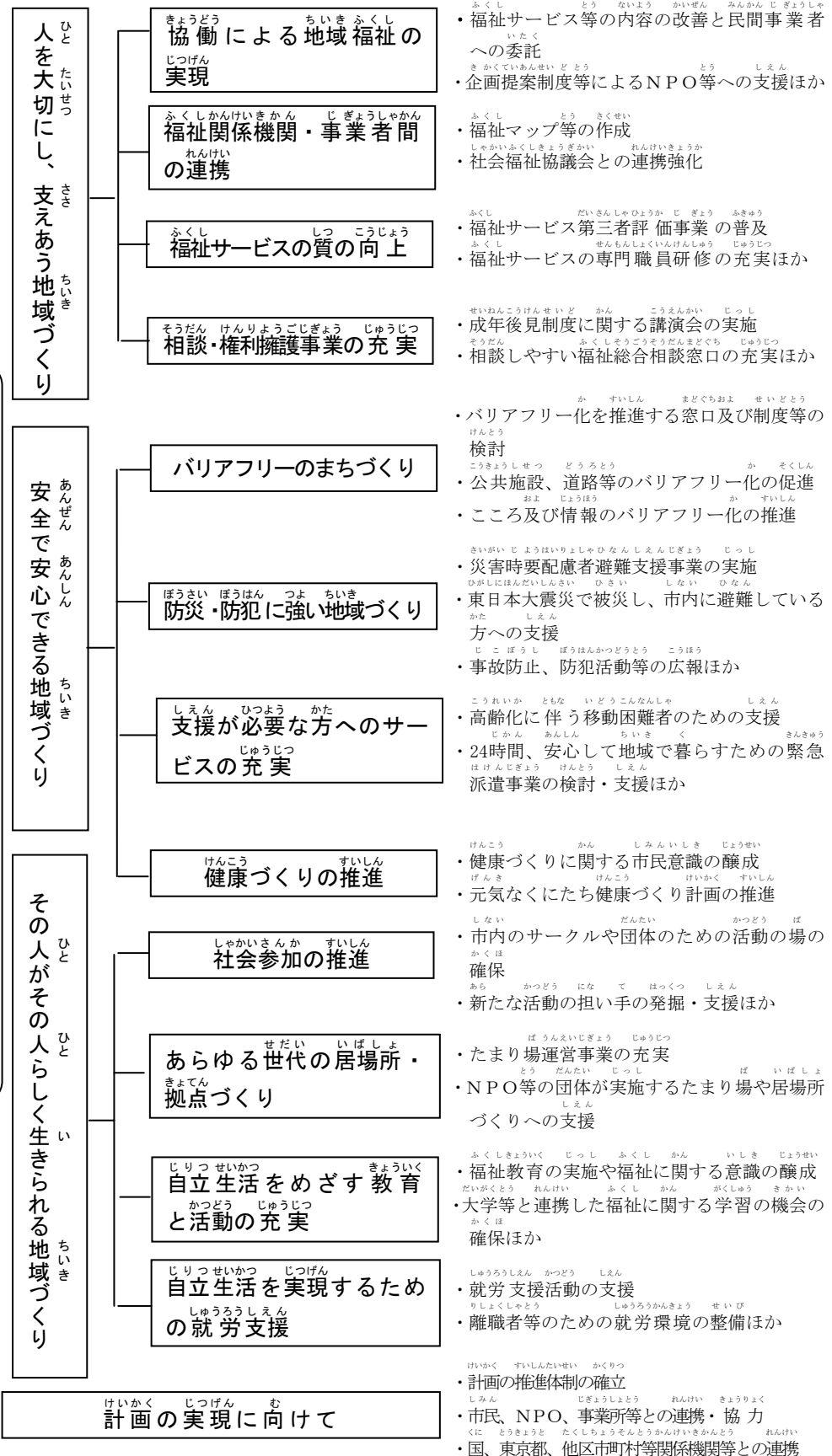
し さく      たいけい      ぐ たいてき      てんかい  
施策の体系と具体的な展開



# 1 し さ く た い け い 施策の体系

だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる

・ ソーシャルインクルージョンに基づく地域づくり  
・ 少子高齢社会に対応したコミュニケーションづくり



## 2 具体的な展開

### 第1節 人を大切にし、支えあう地域づくり

#### 【目標】

すべての市民が個人として、また、平等な存在として尊重され、だれもが人を大切に  
し、互いに支えあう地域づくりを推進します。

#### 【現状と課題】

少子高齢化や核家族化の進行を背景としたライフスタイルの変化や価値観の多様化によ  
り地域コミュニティは衰退し、住民相互のつながりが自治会・町内会の加入率世帯  
(36.1%) などに見られるように希薄化しており、地域を取巻く環境は大きく変化してい  
ます。子育て家庭の孤立、児童・高齢者への虐待、孤独死、配偶者による暴力、ひきこ  
もりなどの問題が顕在化するとともに深刻化しています。

こうした課題を解決するためには、行政が担ってきた役割を見直しすることに加え、市  
と地域とが連携し、地域コミュニティを再生し、地域住民の自主的な助け合いによる地域  
福祉を推進することが最も重要な手段となっています。また、地域を構成する自治会等の  
団体、学校、NPO、事業所等による地域での役割も重要となっています。

一方、市内には、生活や医療に関する様々な福祉サービスを提供する行政機関、民間事  
業者、団体等が数多く存在しており、様々なサービスの中から市民が求める必要なサービ  
ス及び情報を迅速、的確に提供できるよう福祉関係機関、事業所等と連携した取組が求め  
られています。また、福祉サービスの利用者がより質の高いサービスを選択して利用でき  
るよう、福祉サービスの質の向上や福祉サービスに従事する職員の資質の向上を図る  
必要があります。

今後の地域においては、NPOや事業所等との協働による地域福祉の実現、福祉関係  
機関・事業所間の連携、福祉サービスの質の向上、相談・権利擁護事業の充実等を図る  
ことにより、人を大切にし、共に支えあう地域コミュニティづくりを積極的に推進する

ひつよう  
必要があります。

① 平成22年3月に実施した国立市政世論調査及び市民意識調査報告書によると、「家庭生活に支障のない範囲でなら隣人の手助けは当然である」と思う人の割合は82.3%と大半を占めています。しかし、「火災や急病のときに、隣近所の協力をあてにできない」と思う人の割合は41%となっており、隣近所の協力に期待していない面も伺えます。また、近所付き合いの範囲では、「会えばあいさつや立ち話程度の付き合いをしている」と答えた割合は79.5%ですが、「訪問し合ったり、留守の時頼み合うなど親しい付き合いをしている」と答えた割合は11.6%と、一割程度に留まっています。

② 自治会・町内会の加入率は36.1%、何らかのコミュニティに入って活動している市民の割合は20.1%です。また、自治会・町内会数は72団体です。

③ 民生委員・児童委員数は53人（平成23年12月1日現在）です。

④ 市内のNPO法人数は43団体（平成23年12月1日現在）で、このうち「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」の分野の法人数は29団体です。

⑤ 市内の介護事業所数は56事業所（平成24年1月1日現在）で、このうち訪問介護事業所数が18事業所で、最も多いです。

| 訪問介護 | 訪問看護 | 通所介護<br>(デイサービス) | 老健 | 特養 | グループ<br>ホーム | 小規模<br>多機能 | 通所リハビリ<br>(デイケア) | 認知症対応型<br>デイサービス |
|------|------|------------------|----|----|-------------|------------|------------------|------------------|
| 18   | 5    | 14               | 2  | 2  | 5           | 1          | 5                | 4                |

資料：高齢者支援課

⑥ 認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で手助けをするための「認知症サポーター養成講座」を受講したサポーター数は866人、認知症サポーターを養成する講師であるキャラバン・メイト数は15人です。（平成23年3月31日現在、資料：高齢者支援課）

※ 認知症サポーター → 85ページ 用語の解説⑤参照

⑦ 市が実施する事務事業数は801事業(平成23年7月16日現在)です。このうち「地域福祉活動の推進」25事業、「子育て子育てのしやすい環境づくりの推進」67事業、「高齢者の自立の支援」51事業、「しょうがいしゃの自立の支援」56事業、「地域コミュニティの振興」6事業、「防災対策の推進と危機管理体制の構築」20事業、「市民参加・協働の推進」7事業、「防犯対策の推進」5事業を、地域福祉の主な範囲と考えます。

⑧ 市民協働推進課が受けた市政への相談・苦情(2009年度)は741件です。そのうちメールによるものは346件、意見箱によるものは243件です。また、福祉総合相談窓口来庁件数(2009年度)は13,775件で、うち高齢者支援課の相談が最も多く、4,286件です。

## 【施策の方向】

(1) 「人を大切にし、支えあう地域づくり」で扱う施策を次のとおりとします。

- ① 協働による地域福祉の実現
- ② 福祉関係機関・事業所間の連携
- ③ 福祉サービスの質の向上
- ④ 相談・権利擁護事業の充実

# 第1 協働による地域福祉の実現

## 【目標】

深刻で複雑多様化した地域課題に対し、行政はもとより、地域を構成する市民、団体、NPO、事業所等と協働して解決を行います。また、市民、地域、行政の役割分担を明確にし、これまでの福祉サービスを見直し、民間活力による福祉サービスの確保や協働による新たな福祉サービスの発掘をめざします。

## 【現状と課題】

近年の社会情勢の変化やコミュニティの衰退などを背景として様々な課題が地域で顕在化し、深刻化してきています。こうした課題は、地域で複雑に絡み合い、行政による一元的な判断に基づく対応では、地域や市民のニーズが満たされなくなってきました。

このような状況を踏まえ、地域資源を最大限に発揮し、民間活力による福祉サービスを発掘し、NPO等の団体や民間事業者による福祉サービスの提供が積極的に行える環境を整え、地域で相互に支え合う仕組みづくりが必要となっています。

市においては、平成16年4月に「くにたちNPO活動支援室」を開設し、平成18年10月に「NPO等と国立市による協働推進の指針」を策定し、協働の考え方や協働のための環境・体制づくりなどを示しています。この指針と並行して、平成21年度には、NPO等と市との協働・連携事業数は52事業となりました(別添参考資料No.1「NPO等市民活動団体と国立市の協働/連携業務 平成21年度実施」参照)。

今後においても、NPO等の団体や民間事業者と連携し、暮らしやすいまちを共にめざし、相互の役割と責任のもとに、互いの特性を生かし、対等な立場で協力し合う必要があります。また、新たな市民ニーズに対応したサービスの提供も一層、求められています。

- ① 平成16年4月に開設した「くにたちNPO活動支援室」は、NPO、市民、企業及び行政をつなぐ中核的な中間支援組織として、くにたちNPO活動支援室運営協議会による運営管理のもと、自主的で営利を目的としない社会貢献活動を行う市民活動団体及び

個人を対象に、さまざまな支援活動を行っています。

|        |   |
|--------|---|
| 名 称    | くにたち NPO 活動支援室  |
| 住 所    | 〒186-0003<br>東京都国立市富士見台 1 丁目 7 番地 1-102   |
| 運 営    | くにたち NPO 活動支援室運営協議会   |
| 開 設    | 2004 年 4 月 1 日  |
| 目 的    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民活動に関する情報提供</li> <li>・ 学習、研修の機会の提供</li> <li>・ 人材の紹介、派遣</li> <li>・ 交流の機会の提供</li> <li>・ その他、市民活動支援として必要と思われる事業</li> </ul> |
| 開 室    | 受付 13:00～17:00<br>(会議室の利用は開室日の 9:00～12:00 及び 18:00～21:00 )  |
| 休 室    | 水、日、祝日  |
| TEL    | 042-573-1023  |
| FAX    | 042-573-1023  |
| E-mail | nposhien@sage.ocn.ne.jp   |
| ウェブサイト | http://www.nposhien.net/  |

② ファミリー・サポート・センターの会員数(平成23年3月31日現在)は、利用会員数707人、支援会員数167人、両方会員12人の合計886人です。主な活動内容は、「保育所・幼稚園の送りのみ」619回、「子どもの習い事等の場合の援助」446回、「保育所・幼稚園の迎え及び預かり」365回などです。

※ ファミリー・サポート・センター → 85ページ 用語の解説⑥参照

## 【施策の方向】

(1) すでに市が実施している福祉サービス等の内容を見直し、市民、地域(NPO含む)及び民間事業者が実施することが望ましい事業については、国や東京都の補助金等を活用し、福祉サービス事業等を積極的に委託します。



(2) NPO等の団体による新たな福祉サービスの提供が積極的に行える環境を整備するため、企画提案制度等によるNPO等への支援体制を強化します。

(3) 特に、高齢化に伴う一人暮らし高齢者や高齢世帯の増加、一人暮らしのしょうがいしゃ、ひとり親家庭、ホームレス等の緊急時の対応等を市と地域、NPO及び民間事業者とで協力・連携し、地域で共に支え合う仕組みを構築します。

【具体的な取組】

| 事業名                      | 事業内容  | 期間                | 担当課                           |
|--------------------------|---|-------------------|-------------------------------|
| 福祉サービス等の内容の見直しと民間事業者への委託 | 既存の福祉サービス事業を見直し、民間事業者が実施することのぞが望ましい事業については、積極的に委託する。  | 平成24年度から<br>検討・実施 | 福祉総務課<br>しょうがいしゃ支援課<br>高齢者支援課 |
| NPO等の団体等への福祉サービス事業の委託    | 福祉サービス事業を見直し、NPO等の団体等に対して積極的に事業を委託する。                 | 平成24年度から<br>検討・実施 | 福祉総務課<br>しょうがいしゃ支援課<br>高齢者支援課 |
| 福祉サービスを提供するNPO等の団体への支援   | 福祉サービスを提供するNPO等の団体に対して、国や都の補助金を活用し、企画提案制度等による支援を実施する。 | 平成24年度から<br>検討・実施 | 福祉総務課<br>しょうがいしゃ支援課<br>高齢者支援課 |

## 第2 福祉関係機関・事業所間の連携

### 【目標】

市内には、生活や医療に関する様々な福祉サービスを提供する行政機関、民間事業者、団体等が数多く存在しています。こうした市内の様々なサービスの中から市民が求める必要なサービスや情報を迅速かつ的確に提供できるよう福祉関係機関、事業所等と連携して体制を整備します。また、地域福祉の拠点としての社会福祉協議会との連携を強化します。

### 【現状と課題】

福祉サービス利用者のニーズは複雑、多様化してきている一方、提供する側のサービスも個別、多様化してきています。このため、必要な福祉サービスや情報が利用者に伝わりにくく、混乱するケースが生じたりしています。

また、福祉サービスを提供する公的な機関、民間事業者、団体等の間で、各々のサービス事業の相互把握や情報共有がなされていないことも、市の福祉総合相談窓口等の来客者から伺えます。

市では、「くにたち生活便利帳」、「介護保険便利帳」、社会福祉協議会が作成する「くにたちふくしガイド」、市報、ホームページ等を通じての福祉サービスの提供、公共施設におけるパンフレット・チラシ等の配布を行っていますが、今後は、福祉サービス関係の配布物について、内容をわかりやすく、サービスを利用しやすいように工夫するとともに、高齢者、しょうがいしゃ、子ども、家庭等様々なケースに応じ、サービス提供者やサービス内容の情報を適切に伝え、必要なサービスや情報を簡単に探すことができるように、行政をはじめ社会福祉協議会、専門機関、民生委員・児童委員、自治会、NPO等の団体間で連携し、福祉情報のネットワーク化を図る必要があります。特に、地域福祉の拠点としての社会福祉協議会との連携を一層強化していく必要があります。

① だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすための福祉サービスは多種多様です。それらのサービスを知る媒体として、市の福祉総合相談窓口、市内の各地域包括支援センター、子ども家庭支援センター、社会福祉協議会のほか、市報、生活便利帳、ホームページなどがあります。また、地域の民生委員・児童委員に相談することができます。

② 市内には日常生活を支える様々な福祉的サービス提供施設があります。

おも ふくしてき ていきょうしせつ  
【主な福祉的サービス提供施設】

| 福祉サービス提供施設 | 施設数 | 福祉サービス提供施設  | 施設数 |
|------------|-----|-------------|-----|
| 市役所        | 1   | 子ども家庭支援センター | 1   |
| 市民プラザ      | 2   | 教育センター      | 1   |
| 認証保育所      | 3   | 地域包括支援センター  | 1   |
| 認可保育所      | 11  | 保健センター      | 1   |
| 学童保育所      | 7   | くにたち福祉会館    | 1   |
| 児童館        | 3   | 交番・消防署（出張所） | 7   |

※ その他、市内には病院・医院、しょうがいしゃ施設、介護保険事業者等の施設や民生委員・児童委員などの相談機関がある。

③ 国立市社会福祉協議会は、地域の中でサービスの担い手の育成や研修、様々なサービスの供給など、地域福祉の拠点として地域支援活動を行っています。また、身近な福祉情報の収集や提供を社協広報誌、ホームページ、ガイド等を通じて行っています。

し さ く ほ う こ う  
【施策の方向】

(1) 福祉サービスを提供する公的な機関、民間事業者、団体等間の連携を強化し、市民が求める必要なサービスや情報を迅速かつ的確に提供できるよう、その仕組みやネットワーク化を推進します。

(2) 福祉サービスを提供する機関が相互に情報共有するための方法を検討し、整備します。

(3) 市と地域福祉を推進する中心的な団体である社会福祉協議会との役割分担を明確にし、両者間の連携を強化します。

ぐ たいてき とりくみ  
【具体的な取組】

| じぎょうめい<br>事業名                                     | じぎょうないよう<br>事業内容   | きかん<br>期間                                 | たんとうか<br>担当課  |
|---|--|---|---|
| ふくし とう<br>福祉マップ等の<br>さくせい<br>作成                   | ふくし ていきょう こうてき<br>福祉サービスを提供する公的<br>な機関、民間事業者、団体等間<br>の情報を集約し、福祉マップ<br>等を作成し、市民に配布する。   | へいせい ねんど<br>平成23年度から<br>けんとう じっし<br>検討・実施 | こうれいしゃしえんか<br>高齢者支援課  |
| ふくし<br>福祉サービス<br>かんけいしりょう かいぜん<br>関係資料の改善         | しみん しみん<br>市民にわかりやすく、市民が<br>かくしゅ<br>各種サービスにアクセスしや<br>すいよう、内容を工夫する。   | へいせい ねんど<br>平成24年度から<br>けんとう じっし<br>検討・実施 | かくたんとうか<br>各担当課   |
| しゃかいふくしきょうぎかい<br>社会福祉協議会<br>れんけい きょうか<br>との連携の強化  | し しゃかいふくしきょうぎかい れんけい<br>市と社会福祉協議会との連携<br>をより強化するため、福祉サー<br>ビスを担当する市職員と社会<br>福祉協議会の職員の情報<br>交換の場の設置のほか、互いの<br>事業を把握し、福祉サービスに<br>関する知識や能力を習得す<br>るための人事交流も視野に入<br>れ検討する。 | へいせい ねんど<br>平成24年度から<br>けんとう じっし<br>検討・実施 | ふくしそらむか<br>福祉総務課<br>しょうがいしゃしえんか<br>しょうがいしゃ支援課<br>こうれいしゃしえんか<br>高齢者支援課                       |
| ふくしかんけいきかん<br>福祉関係機関・<br>じぎょうしょかん れんけい<br>事業所間の連携 | ふくし ていきょう こうてき<br>福祉サービスを提供する公的<br>な機関や民間事業者、団体<br>等間と連携を強化し、市民が求<br>める必要なサービスや情報を<br>迅速かつ的確に提供できるよ<br>う、その仕組みやネットワー<br>ク化を推進する。                                       | へいせい ねんど<br>平成24年度から<br>けんとう じっし<br>検討・実施 | ふくしそらむか<br>福祉総務課<br>しょうがいしゃしえんか<br>しょうがいしゃ支援課<br>こうれいしゃしえんか<br>高齢者支援課<br>こそだ しえんか<br>子育て支援課 |

### 第3 福祉サービスの質の向上

#### 【目標】

福祉サービスの利用者がより質の高いサービスを選択して利用できるよう、福祉サービスの質の向上を図ります。また、福祉サービスに従事する職員の資質の向上を目指します。

#### 【現状と課題】

いざ福祉サービスが必要となったときに、どの事業所又は施設が自分にとって利用しやすいのか、何を確認し、どうやって調べればよいのか、どの情報をあてにすればよいのかなど、自ら選択するのはとても難しいものです。

東京都における福祉サービス第三者評価制度では、「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」など、利用者がサービスを選択する際の目安となったり、市民が事業所の内容を把握することが可能となるように、各事業所の評価結果を公表しています。

公表されるのは、評価の講評、利用者調査及び事業評価の結果で、事業所のコメントもあわせて公表されています。

国立市においても第三者評価制度を活用し、事業所の評価結果を公表している14事業所に、評価に要した経費及び改善にかかる費用を助成しています。しかし、市内には数多くの福祉サービス事業者があることから、第三者評価制度の普及をさらに促進する必要があります。

また、複雑かつ多様化している福祉サービスを必要とする方に適切なサービスを提供するため、各所管に配置されている専門職員や一般職員の資質の向上を図るとともに、職員間の情報の共有化、連携した協力体制が必要となっています。

平成23年3月に実施した「第3回国立市市民意識調査報告書」によると、市の組織運営や職員の仕事ぶりに信頼感をもつ市民の割合（「よくやっている」及び「ある程度やっている」の合計）は44.8%で、前年調査46.2%より低下しています。また、「不満である」と思

市民の割合は15.5%で、前年調査4.8%と比較して高くなっており、市民からの市職員に対する信頼感の回復が求められています。

(1) 国立市が平成22年度に助成した福祉サービス第三者評価制度による事業所は、小規模多機能型居宅介護1か所、認知症高齢者グループホーム3か所、認証保育所3か所の計7事業所となっています。また、東京都が直接助成した事業所は、特別養護老人センター1か所、知的しょうがいしゃ入所更生施設1か所、知的しょうがい児施設1か所、認可保育所2か所、児童養護施設1か所の計6事業所となっています。この制度による福祉サービス第三者評価対象サービスは次の表のとおりとなっています。また、福祉サービス第三者評価は、ホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表されています。

福祉サービス第三者評価対象サービス

| 区分    | サービス種別  |
|-------|---|
| 高齢    | 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、通所介護【デイサービス】、短期入所生活介護【ショートステイ】、指定介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】、介護老人保健施設、軽費老人ホーム（A型）、軽費老人ホーム（B型）、軽費老人ホーム（ケアハウス）、小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）、認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム（介護予防含む）】 |
| しょうがい | 居宅介護、短期入所、児童デイサービス、身体障害者通所授産施設・知的障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設・知的障害者小規模通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者入所更生施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設  |
| 子ども家庭 | 認可保育所、認証保育所A型・B型、母子生活支援施設   |
| 生活    | 更生施設、宿所提供施設   |

(2) 国立市では、職員に対して、全体の奉仕者としてふさわしい人格及び教養を培わせ、職務遂行能力の習得を行うことにより、市行政の民主的かつ能率的な運営に資することを目標として国立市職員研修規程を設けています。また、すべての職員に対して、研修計画により研修を受ける機会を与えるように努めなければならないとしています。

(3) 職員研修については、東京都市町村職員研修所に派遣し、研修を毎年実施しています。また、職場ごとの実務研修等も行っています。

《東京都市町村職員研修所派遣による研修》平成21年度受講者

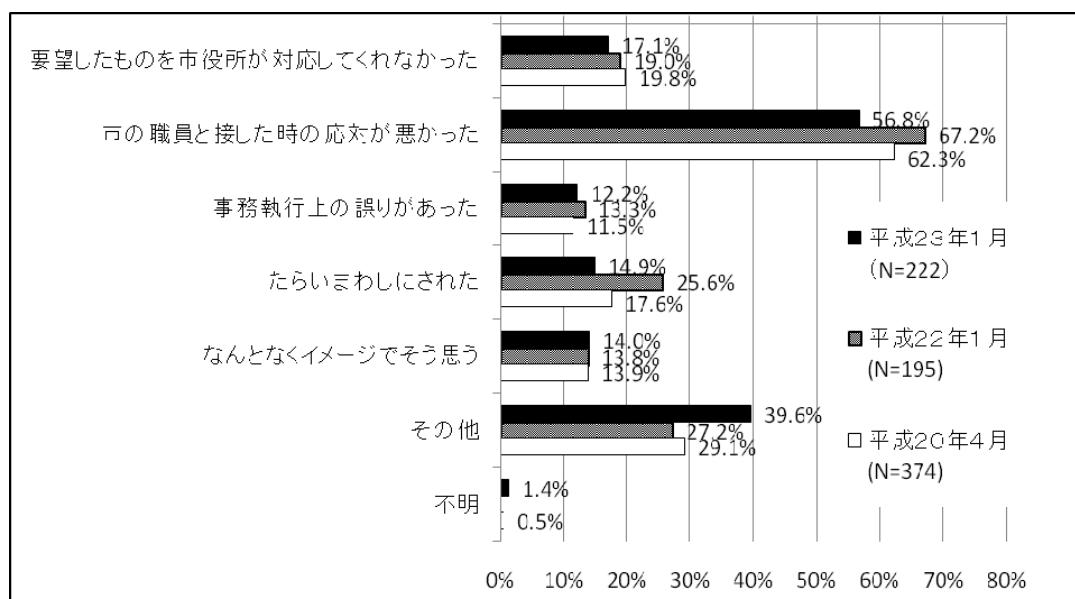
- ① 職層別研修（新任Ⅰ・Ⅱ期、現任前・中・後期、係長新・現任、課長新・現任、部長、転職者Ⅰ・Ⅱ期）… 140人
- ② 実務・専門職研修… 25人
- ③ 情報処理研修… 17人
- ④ 政策・法務研修… 18人
- ⑤ 能力開発研修… 9人
- ⑥ 特別研修（人権啓発・情報倫理・メンタルヘルスなど）… 42人
- ⑦ 講師養成研修… 4人
- ⑧ 講演会・シンポジウム… 18人

《職場ごとの実務研修等》平成21年度受講者

精神保健福祉基礎研修、保健師研修、母子保健研修等延べ145研修238人

（受講者数は、「国立市の職員研修」から）

(4) 平成23年3月に実施した「国立市市民意識調査」において、市の組織運営や職員の仕事ぶりに「不満である」と感じた理由は、次のとおりとなっています。



し さ く ほ う こ う  
【施策の方向】

- (1) 福祉サービス第三者評価制度の内容や利用時の活用について、広く市民にPRするとともに、市民から信頼される事業所として評価制度を活用していただくための市内事業所への情報提供を行います。
- (2) 福祉サービスを必要とする方に適切なサービスを提供するため、各所管に配置されている専門職員や一般職員の資質の向上を図るとともに、職員間の情報の共有化、連携した協力体制を構築します。

ぐ た い て き と り く み  
【具体的な取組】

| じぎょうめい<br>事業名   | じぎょうないよう<br>事業内容  | き かん<br>期間                    | たんどうか<br>担当課      |
|---|---|-------------------------------|-------------------|
| ふくし<br>福祉サービス<br>だいさんしゃひょうか せい ど<br>第三者評価制度<br>の普及    | ふくし だいさんしゃひょうか せい ど<br>福祉サービス 第三者評価制度の<br>ないよう りよう じ かつよう ひろ<br>内容や利用時の活用について、広<br>く市民にPRするため、リーフレ<br>ットやチラシ等を作成し、公共<br>施設等で配布する。また、評価制度<br>を活用していただくための市内<br>事業所への情報提供を行う。 | へいせい ねんど<br>平成24年度から<br>作成・配布 | ふくし そうむか<br>福祉総務課 |
| しみん きも<br>市民が気持ちよく<br>相談できる職員と<br>なるための面接・<br>接遇研修の充実 | しみん しんせつ ていねい たいおう<br>市民に親切、丁寧に対応するため<br>の面接・接遇研修を充実する。   | へいせい ねんど<br>平成24年度から<br>検討・実施 | しよくいんか<br>職員課     |
| しよくいん そうだんまどぐちとう<br>職員の相談窓口等<br>の現場実習                 | しよくいん たい そうだんまどぐちとう げんば<br>職員に対して、相談窓口等の現場<br>を経験させ、市民に対する適切な<br>面接・接遇を学習する機会を<br>充実する。   | へいせい ねんど<br>平成24年度から<br>検討・実施 | しよくいんか<br>職員課     |



| じぎょうめい<br>事業名   | じぎょうないよう<br>事業内容  | きかん<br>期間                                 | たんとうか<br>担当課                      |
|---|---|---|-----------------------------------|
| ふくし<br>福祉サービスの<br>せんもんしょくいんけんしゅう<br>専門職員研修の<br>じゅうじつ<br>充実                        | とうきやうと かんけいきかん れんけい せんもん<br>東京都や関係機関と連携し、専門<br>しょくいんけんしゅう じゅうじつ せんもんしょくいん<br>職員研修を充実し、専門職員<br>いっばんしょくいん ししつ こうじょう はか<br>や一般職員の資質の向上を図<br>る。 | へいせい ねんど<br>平成24年度から<br>けんとう じっし<br>検討・実施 | しょくいんか<br>職員課<br>かくたんとうか<br>各担当課  |
| 「ソーシャルイン<br>クルージョンに基<br>づく地域づくり」を<br>じつげん<br>実現するための<br>しょくいんけんしゅう じっし<br>職員研修の実施 | けいかく きほんりねん<br>計画の基本理念である「ソージャ<br>ルインクルージョンに基づく地域<br>づくり」をじつげん 実現するため、ししょくいん<br>づくり」を実現するため、市職員<br>たいしやう けんしゅう じっし<br>を対象にした研修を実施する。        | へいせい ねんど<br>平成23年度から<br>じっし<br>実施         | しょくいんか<br>職員課<br>ふくしそらむか<br>福祉総務課 |

## 第4 相談・権利擁護事業の充実

### 【目標】

相談内容に応じて専門職の窓口案内をスムーズに行う体制づくりを目指します。また、相談者に的確に受け答えできる福祉関係職員の質の向上を図ります。

地域福祉権利擁護事業については、認知症、知的しょうがい、精神しょうがいなどによって判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、助言や情報提供を行い、安心して自立した生活が送れるよう国立市社会福祉協議会との連携を強化します。

### 【現状と課題】

福祉総合相談窓口では、職員が常駐し、高齢者、しょうがいしゃ等の福祉全般に関する相談を行うとともに、手当等の申請受付や専門部署への取次を行っています。高齢者の相談については、地域包括支援センターが担っています。地域包括支援センターは、市役所、市社会福祉協議会、高齢者北在宅サービスセンター、くにたち苑の計4か所に地域窓口を設置し、相談業務を行っています。また、子どもや家庭の相談は、子ども家庭支援センターが主に行っています。

また、市社会福祉協議会が運営する権利擁護センターは、市民の権利擁護や成年後見制度に関する相談を電話や窓口で行っています。権利擁護センターでは、成年後見制度を利用するための申立てや手続きに関する相談、支援のほか、自立して日常生活が送れるよう、認知症高齢者、知的・精神しょうがいの方などの判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助・日常的な財産管理・書類の預かり・日常生活に必要な事務手続きなどの支援を行っています。成年後見、相続、遺言などに関する専門的な法律相談は、予約制により無料で専門家がを行っています。また、定期的に介護業者や一般の市民向けの講座も開催しています。

今後は、高齢化の進展に伴い、成年後見制度の利用が増加することが予想され、より一層、迅速な事務処理が求められています。また、成年後見制度が市民に身近になればなる

そしきたいせい じゅうじつ こうけんになんてい きかん たんしゅく かいぜん ひつよう  
 ほど、組織体制の充実や後見人認定までの期間の短縮などの改善も必要となっています。

① ふくしそごうそくだんまどぐち へいじつ ごぜん じ ぶん ごご じ おこな へいせい ねんど  
 福祉総合相談窓口は、平日、午前8時30分から午後5時まで行っています。平成22年度  
 ふくしそごうそくだんまどぐちらいちょう りようけんすう つぎ  
 の「福祉総合相談窓口来庁・利用件数」は次のとおりとなっています。

ふくしそごうそくだんまどぐちらいちょう りようけんすう けん へいせい ねんど じむほうこくしょ  
 福祉総合相談窓口来庁・利用件数14,606件 (平成22年度 事務報告書)

| 担当課 | 福祉総務課 |       | 高齢者支援課 |       |            | 支援課<br>しょうがいしや | 保険年金課 | その他   |
|-----|-------|-------|--------|-------|------------|----------------|-------|-------|
|     | 庶務計画係 | 相談保護係 | 高齢者支援係 | 介護保険係 | 地域包括支援センター |                |       |       |
| 合計  | 1,735 | 1,875 | 2,133  | 1,623 | 924        | 3,423          | 658   | 2,235 |

② はんだんのうりよく じゅうぶん けんりしんがい う しみん す な ちいき あんしん  
 判断能力が十分でないために権利侵害を受けやすい市民が、住み慣れた地域で安心  
 して暮らせるようにするため、権利擁護事業のサービスがあります。このサービスを受け  
 けるための窓口として、しゃかいふくしきょうぎかい し ふくしそごうそくだんまどぐちとう ちいき  
 のための窓口として、社会福祉協議会、市の福祉総合相談窓口等があります。また、地域  
 の民生委員・児童委員にも相談できるようになっています。

③ ししゃかいふくしきょうぎかい ちいきふくし きょてん ふくし ていきょう ふくし  
 市社会福祉協議会は、地域福祉の拠点として、福祉サービスの提供、福祉サービスの  
 担い手の育成及び研修などの地域支援活動を行っています。

しさく ほうこう  
**【施策の方向】**

(1) ひび せいかつ はんだんのうりよく じゅうぶん けんりしんがい う りようしゃ  
 日々の生活において、判断能力が十分でないために権利侵害を受けやすい利用者  
 を、ちいき かんけいきかん れんけい みまも しえん しく こうちく  
 を、地域の関係機関と連携して見守る・支援するの仕組みを構築します。

(2) ししゃかいふくしきょうぎかい れんけい けんりようご きのう やくわり しみん こうほう  
 市社会福祉協議会と連携し、権利擁護センターの機能や役割について、市民に広報し、  
 あんしん そうだん たいせい せいび  
 安心して相談できる体制を整備します。

ぐ たいてき とりくみ  
【具体的な取組】

| じぎょうめい<br>事業名   | じぎょうないよう<br>事業内容   | きかん<br>期間                                 | たんとうか<br>担当課  |
|---|--|---|---|
| せいねんこうけんせいどりよう<br>成年後見制度利用<br>かん しちょうもうした<br>に関する市長申立<br>けんとうかいぎ かいさい<br>て検討会議の開催 | かんけいきかん せいねんこうけんせいど<br>関係機関による成年後見制度<br>じょうほうこうかん しちょうもうした あんけん<br>の情報交換、市長申立て案件<br>けんとうとう おこな ていれいかい つき<br>の検討等を行う定例会を月1<br>かいかいさい<br>回開催する。  | へいせい ねんど<br>平成21年度から<br>じっし<br>実施         | ふくしそむか<br>福祉総務課   |
| せいねんこうけん かん<br>成年後見に関する<br>こうえんかい じっし<br>講演会の実施                                   | しみん せいねんこうけんせいどとう<br>市民の成年後見制度等に関す<br>りかい りよう<br>る理解を深め、正しく利用して<br>いただくため、弁護士や行政<br>しょしとう せんもん こうし まね<br>書士等の専門の講師を招いた<br>こうえんかい しゃかいふくしきょうぎかい<br>講演会を社会福祉協議会と<br>れんけい ねん かいじっし<br>連携し、年に2～3回実施する。 | へいせい ねんど<br>平成21年度から<br>じっし<br>実施         | ふくしそむか<br>福祉総務課   |
| ちいきほうかつしえん<br>地域包括支援セン<br>きょうか<br>ターの強化   | しちよくえい ちいきほうかつしえん<br>市直営の地域包括支援センタ<br>しよくいん ぞういん そうだんぎょうむ<br>一の職員を増員し、相談業務<br>とう きのう きょうか<br>等の機能を強化する。  | へいせい ねんど<br>平成23年度から<br>じっし<br>実施         | こうれいしゃしえんか<br>高齢者支援課  |
| だい しえん ひつよう かた じゅうじつ ぐたいてき とりくみ さいけい<br>『第7 支援が必要な方へのサービスの充実』の【具体的な取組】に再掲         |  |   |   |
| そうだん ふくし<br>相談しやすい福祉<br>そうごう そうだん まどぐち<br>総合相談窓口の<br>じゅうじつ<br>充実                  | ちょうない かんけいぶしょ ふくし<br>庁内に関係部署からなる福祉<br>そうごう そうだん まどぐち みなお けんとうかい<br>総合相談窓口見直しの検討会<br>せっち しみん そうだん<br>を設置し、市民が相談しやすい<br>まどぐち せっち<br>窓口を設置する。   | へいせい ねんど<br>平成24年度から<br>けんとう じっし<br>検討・実施 | ふくしそむか<br>福祉総務課<br>しょうがいしゃしえんか<br>しょうがいしゃ支援課<br>こうれいしゃしえんか<br>高齢者支援課<br>じどうか<br>児童課 |
| だい しえん ひつよう かた じゅうじつ ぐたいてき とりくみ さいけい<br>『第7 支援が必要な方へのサービスの充実』の【具体的な取組】に再掲         |  |   |   |
| こそだ しえんか<br>子育て支援課  |  |   |   |

だい せつ あんぜん あんしん ち いき  
**第2節 安全で安心できる地域づくり**

もくひょう  
**【目標】**

だれ ち いき あんぜん あんしん く こうつうじ こ はんざいと う み まも けんこう げんき く  
 誰もが地域で安全に安心して暮らし、交通事故や犯罪等から身を守り、健康で元気に暮ら  
 ち いき すす がいしゅつ い どう こんなん こうれいしゃ と う  
 せる地域づくりを進めます。ひとりでは外出や移動が困難な高齢者、しょうがいしゃ等  
 ようはいりょしゃ しせつとう か こうつうしゅだん かくほ きんきゅうじ さいがいじ しえんとう  
 要配慮者のための施設等のバリアフリー化、交通手段の確保、緊急時や災害時の支援等、  
 ち いき せいかつ おく う え ひつよう じゅうじつ  
 地域生活を送る上で必要なサービスを充実させます。

げんじょう か だい  
**【現状と課題】**

きゅうそく しょうしこうれいか すす なか ぐ こうれいしゃ おやかてい ぞうか  
 急速に少子高齢化が進む中で、ひとり暮らしの高齢者やひとり親家庭の増加をはじめ、  
 へいせい ねん がつ あめりか お いらい せかいてき きんゆうき き はいけい きぎょう  
 平成20年9月に米国で起きたリーマンショック以来の世界的な金融危機を背景とした、企業  
 こよう さいよう しゅくしょう しゅうしょくなん はけんさき けいやくかいじょ かいこ しっしょくとうしゅうろう  
 の雇用・採用の縮小による就職難、派遣先からの契約解除・解雇による失職等就労  
 かんきょう あつか く にたちし じゅうきよ うしな ふあんてい せいかつ し  
 環境の悪化がみられます。国立市においても、住居を失うなど不安定な生活を強いられ  
 し みん ぞうか へいせい ねん がつ せたい せいかつ ほ ごじゅきゅうしゃせたいすう ねんご  
 ている市民が増加し、平成20年3月には481世帯だった生活保護受給者世帯数が、2年後の  
 へいせい ねん がつ せたい きゅうぞう ほか ていしょとくしゃ にんちしょうこうれいしゃ  
 平成22年3月には592世帯と急増しています。その他にも低所得者、認知症高齢者、ホー  
 どうせいかつ あんてい じりつ しえん ひつよう ひと  
 ムレス、ひきこもり等生活の安定と自立への支援を必要とする人たちがいます。

きんきゅうじ さいがいじ しえん ひつよう かがた がいしゅつ い どう こんなん こうれいしゃ  
 また、緊急時・災害時に支援が必要な方々、ひとりでは外出や移動が困難な高齢者、  
 とう ようはいりょしゃ ち いき せいかつ  
 しょうがいしゃ等の要配慮者が地域で生活しています。

ち いき あんしん けんこう く ぼうさい ぼうはん  
 このため、地域で安心して健康に暮らせるよう、バリアフリーのまちづくりや防災・防犯  
 つよ ち いき しえん ひつよう かがた じゅうじつ にちじょうせいかつ しえん ち いき みまも  
 に強い地域づくり、支援が必要な方へのサービスの充実や日常生活の支援、地域での見守  
 かつどう じゅうじつ もと  
 り活動などの充実が求められています。

し ない さいいじょう ぐ こうれいしゃ せたい かくねん がつ にちげんざい  
 ① 市内の70歳以上のひとり暮らし高齢者世帯（各年1月1日現在）

| 年         | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 世 帯 数     | 2,484   | 2,609   | 2,726   | 2,887   | 3,010   |
| 対 前 年 増 減 | —       | 125     | 117     | 161     | 123     |

※ 外国人登録含み電算により抽出

資料：高齢者支援課

② 母子世帯・父子世帯の推移（全国・東京都 平成2～17年）

| 年     |     | 平成2年  | 平成7年  | 平成12年 | 平成17年 |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 母子世帯数 | 全国  | 5,520 | 5,296 | 6,259 | 7,490 |
|       | 東京都 | 533   | 506   | 598   | 657   |
| 父子世帯数 | 全国  | 1,017 | 881   | 874   | 923   |
|       | 東京都 | 97    | 80    | 81    | 84    |

資料：総務省「国勢調査」

(注1) 「国勢調査」によるひとり親家庭の把握数には、いわゆる「三世同居」等のひとり親家庭は含まれないため、都は、5年ごとに実施する東京都福祉保健基礎調査（平成14年度までは「社会福祉基礎調査」）による、三世同居も含むひとり親世帯の出現率を毎年の人口に乗ずることにより、全体のひとり親家庭の数を試算しています。

(注2) 平成22年においては、都内の三世同居も含むひとり親世帯は、母子家庭149,400世帯（全世帯の2.38%）、父子家庭18,200世帯（0.29%）と推計されます。

③ 市の生活保護世帯数の推移（各年3月末日）

| 年       | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 生活保護世帯数 | 461   | 481   | 543   | 592   |
| 対前年増減   | —     | 20    | 62    | 49    |

資料：福祉総務課

【施策の方向】

(1) 「安全で安心できる地域づくり」で扱う施策を次のとおりとします。

- ① バリアフリーのまちづくり
- ② 防災・防犯に強い地域づくり
- ③ 支援が必要な方へのサービスの充実
- ④ 健康づくりの推進

## 第5 バリアフリーのまちづくり

### 【目標】

だれもがあたりまえに暮らせるまちを実現するため、ユニバーサルデザインの考え方に  
基づき、道路や施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。また、こころや情報  
のバリアフリー化を進め、人に優しい環境づくりを進めます。

### 【現状と課題】

少子高齢社会の急激な進行、高齢者やしょうがいしゃを含めたすべての人々の社会参加  
意欲の高まりの中で、ユニバーサルデザインの考え方が重要視されるようになり、平成18  
年に、国は「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を一体化し、「高齢者、障害者等の  
移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）」を施行しまし  
た。また、東京都は平成21年に、ユニバーサルデザインを基本理念として、高齢者やしょ  
うがいしゃを含めたすべての人々が、安全で、安心して、快適に暮らす又は訪れることが  
できるまちづくりを推進するために、「東京都福祉のまちづくり条例」を改正しました。  
改正後の条例では、施設整備をより一歩進めるため、規則で定める一定規模以上の施設に  
ついて、整備基準への適合が努力義務から遵守義務となりました。

市は、この「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、市内の道路、施設等の新設又は  
改修時に併せて、バリアフリー化を推進しています。

平成23年3月には念願であった、JR南武線矢川駅のエレベーター、エスカレーター、  
多目的トイレ等の新設が実現されました。また、現在、JR中央線連続立体交差化事業に伴  
い、JR国立駅においても、エレベーター、エスカレーター等が整備されるなど、バリア  
フリー化が進められており、今後は、国立駅周辺まちづくりに伴うバリアフリー化やJ  
R谷保駅のバリアフリー化が大きな課題となっています。

多数の市民が利用する市の公共施設等については、52施設で車いす対応トイレを設置  
し、そのうち9施設についてはエレベーターを設置しています。

また、歩道や道路の段差解消や点字ブロックの整備等については、新設又は改良時に併

せて、バリアフリー化を実施してきています。

民間の事業所等が、新築・増築などで、段差解消、車いす対応トイレの設置等の実施を行った件数は、平成21年度及び平成22年度ともに8件となっており、平成8年度から平成22年度までの累計で、97の事業所がバリアフリー化を実施しています。

今後においても、こうした取組を関係部署及び関係機関と連携する中で継続して促進するとともに、高齢者やしょうがいしゃを含めたすべての人々が、自らの意思で、どこにでも自由に行き来できる環境を整える、バリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。

また、バリアフリーのまちづくりを進めるためには、建物等の整備を進めるだけでなく、市民一人ひとりの理解と協力による「こころのバリアフリー」を推進する必要があります。学校でしょうがいしゃとともに学習することなどにより、子どもの頃からしょうがいしゃと自然に接する環境で過ごす経験、車いす体験、手話や介助方法等を覚える体験等を行うことができます。また、職場や地域での車いす体験や手話講習、介助方法等の研修が活発に行われる必要があります。

さらには、市が発行する広報紙、文書等、多くの人々に情報が的確に伝わるよう、文字の大きさ、配色等に配慮したり、点字や音声による情報提供を行い、わかりやすいサイン(案内板など)についても積極的に設置し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

※ ユニバーサルデザイン → 86ページ 用語の解説⑦参照

※ ハートビル法 → 86ページ 用語の解説⑧参照

※ 交通バリアフリー法 → 86ページ 用語の解説⑨参照

※ こころのバリアフリー → 86ページ 用語の解説⑩参照

① 市の施設等のバリアフリー化の状況は、車いす対応トイレ設置施設数が、市役所、福祉会館、図書館、学校等52か所、エレベーター設置施設9か所のほか、車いす対応市民トイレ6か所となっています。(別添参考資料No.2「国立市のバリアフリー化の状況(建物)」参照)

② 平成20年4月の「だれもが安心して暮らせるまちづくりの推進ワーキンググループ」



提言書による「現状と課題」の改善状況は、別添参考資料No.3「だれもが安心して暮らせるまちづくりの推進ワーキンググループ提言書の現状と課題に対する改善状況」のとおりとなっています。

- ③ バリアフリー化を総合的に推進する窓口を設置していませんが、関係する部署で連携し、バリアフリー化の機会を捉え推進しています。

## 【施策の方向】

- (1) 高齢者やしょうがいしゃを含めたすべての人々が、安全で、安心して、快適に暮らす又は訪れることができるバリアフリーのまちづくりを推進します。
- (2) こころのバリアフリー化及び情報のバリアフリー化を積極的に推進します。

## 【具体的な取組】

| 事業名                        | 事業内容  | 期間                    | 担当課           |
|----------------------------|---|-----------------------|---------------|
| バリアフリー化を総合的に推進する窓口及び制度等の検討 | 建築指導主事等の配置がない中で、バリアフリー化を総合的に推進する窓口の設置及び制度等について、今後検討する。          | 平成 24 年度 から<br>検討     | 都市計画課<br>各担当課 |
| J R 南武線谷保駅バリアフリー化の推進       | J R 東日本八王子支社と連携し、早急に J R 南武線谷保駅バリアフリー化を実施し、エレベーター、多機能トイレ等を設置する。 | 平成18年から<br>J R と協議継続中 | 福祉総務課<br>総務課  |

| じぎょうめい<br>事業名   | じぎょうないよう<br>事業内容   | きかん<br>期間       | たんとうか<br>担当課  |
|---|--|-----------------|---|
| こうきょうしせつ どうろとう<br>公共施設、道路等の<br>バリアフリー化の<br>そくしん<br>促進 | こうきょうしせつ どうろとう<br>公共施設、道路等のバリアフ<br>リー化については、新設又は<br>かいりょう じ あわ けいぞく<br>改良時に併せて、継続して<br>じっし<br>実施する。  | けいぞくじっし<br>継続実施 | と し けいかくか<br>都市計画課<br>けんせつか<br>建設課<br>きょういくしよむか<br>教育庶務課<br>かくたんとうか<br>各担当課 |
| こころの<br>バリアフリー化の<br>すいしん<br>推進                        | しかく ちょうかく<br>視覚や聴覚しょうがいしゃ、<br>くるま りようしゃ こうれいしゃ<br>車いす利用者、高齢者などが<br>あんしん あんぜん がいしゆつ しみんせいかつ<br>安心・安全に外出や市民生活<br>おく がおく ぎょうか<br>が送れるよう、マナーの強化や<br>しみん りかい<br>市民一人ひとりの理解と<br>きょうりよく<br>協力による「こころのバリア<br>フリー化」を推進するための<br>いしき じょうせい つと<br>意識の醸成に努める。 | けいぞくじっし<br>継続実施 | かくたんとうか<br>各担当課   |
| じょうほう<br>情報の<br>バリアフリー化の<br>すいしん<br>推進                | し ほっこう こうほうし ぶんしょとう<br>市が発行する広報紙、文書等、<br>おお ひと じょうほう てきかく つた<br>多くの人に情報が的確に伝わ<br>るよう、文字の大きさ、配色等<br>はいりよ てんじ おんせい<br>に配慮し、点字や音声による<br>じょうほういきょう おこな<br>情報提供を行い、わかりや<br>あんないばん<br>すいサイン（案内板など）につ<br>いても積極的に設置し、情報<br>のバリアフリー化を推進する。                | けいぞくじっし<br>継続実施 | かくたんとうか<br>各担当課   |

## 第6 防災・防犯に強い地域づくり

### 【目標】

市は、災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の市民生活の再建と復興を図るため、最大限の努力をします。特に、災害時要配慮者のための施策を推進し、安全の確保に努めます。また、防犯対策については、防犯協会や警察署と連携して、振り込め詐欺、侵入盗、ひったくり等の防犯対策の推進と、地域の防犯意識の高揚を推進します。その他、交通安全対策も推進します。

### 【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、日本における観測史上最大の規模、マグニチュード9.0を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲に及びました。この地震により、場所によっては波高10m以上、最大遡上高40.5mにも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故に発展しました。これにより、周辺一帯の福島県住民は長期の避難を強いられています。

平成24年2月8日現在の東日本大震災による被害は、死者15,846人、行方不明者3,317人（警視庁緊急災害警備本部公表）となっています。また、警視庁が平成23年4月11日までに、岩手県・宮城県・福島県で検視となった13,135人のうち、検視を終えた遺体は、男性5,971人、女性7,036人で、うち70歳以上の要配慮者の遺体は5,117人（39%）となっています。

災害時要配慮者の避難支援対策について国は、平成18年に、高齢者、しょうがいしゃ等の要配慮者に対する避難支援ガイドラインをもとに、中央防災会議が全国の市区町村に対して避難支援プランの作成を要請してきています。

国立市においても、平成21年に作成した総合防災計画において、災害時要配慮者の避難

しえんたいさく そうきゅう せいび じたく ひなんじょ あんぜん ひなん たいせい こうちく  
支援対策を早急に整備し、自宅から避難所へ安全に避難するための体制を構築することと  
して、しゃかいふくしきょうぎかい ちいき れんけい そうきゅう ひなんしえん  
しています。このため、社会福祉協議会や地域と連携し、早急に避難支援プランをはじめ、  
さいがい たいおう どう さくせい ひつよう  
災害ボランティア対応マニュアル等を作成する必要があります。

いっぼう さぎ せつとう ちいき おびや しみん ちよくせつひがい およ ほんざい こうつう  
一方、詐欺、窃盗、ひったくりなど地域を脅かし、市民に直接被害を及ぼす犯罪や交通  
じこ まいにち はっせい けいしちようたちかわけいさつしよ くにたちし たちかわし かんかつ  
事故がほぼ毎日のように発生しています。警視庁立川警察署（国立市・立川市を管轄）に  
よると、へいせい ねん いちねんかん ほんざいけんすう けん こうつう じこ ししやう かつた めい  
平成22年の一年間で、犯罪件数は2,513件、交通事故で死傷された方は1,549名と  
なっています。じこ ほんざい ちいき じちかい こうつうあんぜんきやうかい ぼうはん  
こうした事故や犯罪をなくすためには、地域の自治会、交通安全協会、防犯  
きやうかい けいさつしやう れんけい こうつう じこ ぼうしたいさく ぼうはんたいさく おこな こうつう  
協会、警察署等と連携して、交通事故防止対策や防犯対策を行っていくとともに、交通  
じこ ほんざいぼうし かん いしき じやうせい つと ひつよう  
事故や犯罪防止に関する意識の醸成に努める必要があります。

し そうごうぼうさいけいかく さいがい じようはいりよしや ひなんしえん もと あおやぎ ちやうめ ちいき  
① 市の総合防災計画の「災害時要配慮者の避難支援」に基づき、青柳1丁目をモデル地域  
じちかい じしゅぼうさいそしきとう れんけい ひなんしえん さくせい ちやくしゅ  
として、自治会、自主防災組織等と連携し、避難支援プランの作成に着手しています。

し おおじしん はっせい ばあい かぐとう てんとう らっか ひがい ふせ かぐてんとうぼうし  
② 市では、大地震が発生した場合に家具等の転倒や落下の被害を防ぐため、家具転倒防止  
きぐ きぼう せたい へいせい ねんど ねんかん むりやう どうきぐ しきゆう こうれいしや  
器具を希望する世帯に、平成21年度から3年間、無料で同器具を支給しています。高齢者  
せたい と つ おこな  
のみの世帯などには取り付けも行っていきます。

へいせい ねんど しきゆうけんすう けん とりつけけんすう けん  
平成21年度 支給件数1,021件・取付件数213件

しな い じしゅぼうさいそしきすう へいせい ねん がつ にちげんざい そしき  
③ 市内の自主防災組織数は、平成23年12月1日現在、26組織となっています。

しんど じゃくいじやう じしん はっせい ばあい おんせい でんごんぼん やくわり は  
④ 震度6弱以上の地震が発生した場合には、音声による伝言板の役割を果たすシステム  
さいがいやうでんごん さいがい じ あんびかくにんとう かつよう  
『災害用伝言ダイヤル（171）』があります。災害時の安否確認等に活用します。

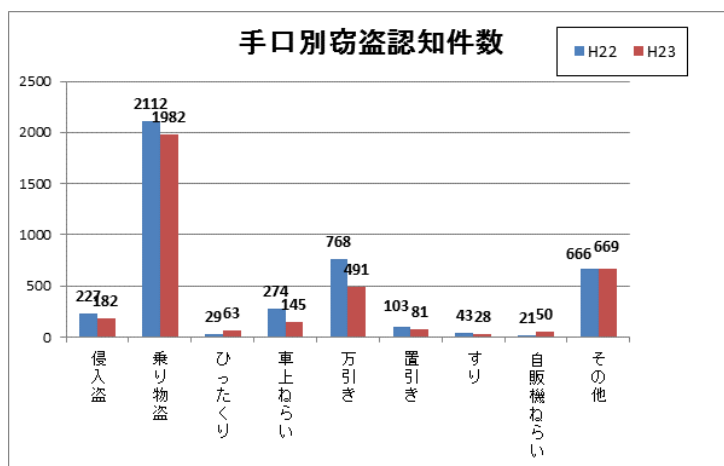
くにたちぼうはんきやうかい しぶ こうせい ぼうはん かん きかんおよ だんたい れんけい ぼうはんたい  
⑤ 国立防犯協会は11支部で構成され、防犯に関する機関及び団体との連携による防犯対  
さく しみん ぼうはんいしき こうようとう すいしん しぶ あんぜんおよびぼうはん  
策、市民の防犯意識の高揚等を推進しています。それぞれの支部では、安全及び防犯パ  
やかん さいまつけいかい ほうちじてんしゃ ちいき  
トロール、夜間パトロール、歳末警戒、放置自転車クリーンキャンペーン、地域のイベ  
けいびとう こ じよせいおよ こうれいしや ぼうはんたいさくかつどう しょうねん ひこうぼうしかつどう ふ  
ント警備等のほか、子ども、女性及び高齢者の防犯対策活動、少年の非行防止活動、振  
こ さぎ どう ひがいぼうし かくしゅほんざい ぼうしこうほうかつどう たちかわけいさつしよ れんけい  
り込め詐欺・ひったくり等の被害防止や各種犯罪の防止広報活動等を立川警察署と連携

おこな  
して行っています。

⑥ 市では、毎年11月に防犯パトロールを各課の職員が全地域を対象に行っています。また、携帯電話やパソコンの電子メール機能を活用して、防災・防犯などの情報を、市へ問い合わせることなく、自動で取得できるようになるシステムとして、「くにたちメール配信」サービスを実施しています。このサービスは、主に市内での犯罪・不審者などの防犯・不審者情報、地震・台風などの防災情報、光化学スモッグ注意報及びごみ出しお知らせを電子メールで無料配信するサービスです。

⑦ 市内には、交番3か所、駐在所1か所及び地域安全センター1か所があり、地域の安全・安心の拠点となっています。

⑧ 警視庁立川警察署の犯罪情報統計によると、立川警察署管内(国立市・立川市)の平成22年の犯罪件数は、次のとおりとなっています。



資料：立川警察署

⑨ 国立市・立川市の交通事故の発生件数 (警視庁立川警察署管内)

|       | 死亡者数 | 重傷者数 | 軽傷者数  | 計     |
|-------|------|------|-------|-------|
| 平成21年 | 5    | 7    | 1,409 | 1,421 |
| 平成22年 | 5    | 6    | 1,538 | 1,549 |
| 増減    | 0    | -1   | +129  | +128  |

資料：立川警察署

し さ く ほうこう  
【施策の方向】

- (1) 市の総合防災計画に基づき、災害時要配慮者避難支援体制を構築し、いざ災害が発生した場合に災害時要配慮者の安否確認や救助を地域で自ら行う仕組みを早急に構築します。
- (2) 災害時に、子ども、しょうがいしゃ、高齢者等で通常の避難所では生活することが困難な要配慮者の対策として、福祉避難所、緊急一時受入施設等を確保します。
- (3) 東日本大震災で被災し、市内に避難している方々に安心して生活を送ることができるよう、継続的な支援を実施します。
- (4) 地域で安全に安心して生活するための事故防止活動、防犯活動等の広報を積極的に実施します。
- (5) 防災・防犯に強い地域づくりを実現するため、日常的に広報等を行い、市民の意識の向上に努めます。

ぐたいてき とりくみ  
【具体的な取組】

| じぎょうめい<br>事業名  | じぎょうないよう<br>事業内容   | きかん<br>期間  | たんとうか<br>担当課                      |
|--|--|--|-----------------------------------|
| さいがい じ ようはいりよ<br>災害時要配慮<br>しゃ ひ なん し えん じ<br>者避難支援事<br>ぎょう じっし<br>業の実施 | たいしょう ち く してい ち く く さい<br>対象地区を指定し、その地区で暮らす災<br>がい じ ようはいりよしゃ ひ とびと ち い き はあく<br>害時要配慮者すべての人々を地域が把握<br>さいがい じ ふくすう し えん しゃ さいがい じ ようはいりよ<br>し、災害時に複数の支援者が災害時要配慮<br>しゃ あんぴかくにん のち ひ なん じょ はんそう<br>者の安否確認をした後、避難所まで搬送す<br>し く こうちく<br>る仕組みを構築する。 | へいせい ねんど<br>平成 23 年度<br>あおやぎ ちょうめ<br>に青柳1丁目<br>ち く<br>地区をモデ<br>じっしご<br>ルに実施後、<br>た ち く<br>他の地区も<br>じゅんじじっし<br>順次実施 | ふくし そうむか<br>福祉総務課<br>ぼうさいか<br>防災課 |

| じぎょうめい<br>事業名   | じぎょうないよう<br>事業内容  | きかん<br>期間                                       | たんとうか<br>担当課  |
|---|---|---|---|
| ふくしひなんじよ<br>福祉避難所<br>かくほ<br>の確保   | りんせつし ふく しゃかいふくししせつとう りかい<br>隣接市を含めて社会福祉施設等に理解を<br>もと こ こうれいしゃとう<br>求め、子ども、しょうがいしゃ、高齢者等<br>つうじょう ひなんじよ せいかつ こんなん<br>で通常の避難所では生活することが困難<br>ようはいりよしや ふくしひなんじよ かくほ<br>な要配慮者のための福祉避難所を確保す<br>る。   | へいせい ねんど<br>平成 18 年度<br>じっし<br>から実施             | ふくしそらむか<br>福祉総務課<br>ぼうさいか<br>防災課                            |
| さいがいじ<br>災害時の<br>いやくひんとう<br>医薬品等の<br>ちょうたつほうほう<br>調達方法                                      | さいがいじ げんそく ほけん びちく<br>災害時は、原則として保健センターに備蓄<br>いやくひん ிரியょうようしきざい しょう<br>している医薬品・医療用資機材を使用し、<br>ふそく ばあい そうごうぼうさいけいかく もとづき<br>不足する場合は、総合防災計画に基づき、<br>しやくざいしかい きょうりよく ようせい しな<br>市薬剤師会に協力を要請するほか、市内<br>やつきよくとういりょうひんはんばいぎょうしゃ ちょうたつ<br>薬局等医療品販売業者から調達する。  | へいせい ねんど<br>平成 18 年度<br>じっし<br>から実施             | ふくしそらむか<br>福祉総務課<br>ぼうさいか<br>防災課                            |
| ひがしにほんだいしんさい<br>東日本大震災<br>ひさい しな<br>いで被災し、市内<br>ひなん<br>に避難してい<br>かたがた<br>る方々への<br>しえん<br>支援 | ひさいち ひなんしやしえんれんらくかい た あ<br>被災地からの避難者支援連絡会を立ち上<br>ひなんしやたく ほうもん めんせつとう おこな<br>げ、避難者宅への訪問、面接等を行い、<br>かぞくとう げんじょう はあく そうだんないようとう せいり<br>家族等の現状把握や相談内容等を整理<br>てきぎひつよう しえん とど けいぞくてき<br>し、適宜必要な支援が届くよう継続的に<br>しえん<br>支援する。  | さいがいはっせいご<br>災害発生後<br>けいぞくじっ<br>から継続実<br>し<br>施 | ふくしそらむか<br>福祉総務課<br>ぼうさいか<br>防災課<br>かくたんとうか<br>各担当課         |
| じこぼうし<br>事故防止や<br>ぼうはんかつどうとう<br>防犯活動等の<br>こうほう<br>広報  | けいさつ しな ころつあんぜんきょうかい ぼうはんきょうかいとう<br>警察や市内の交通安全協会、防犯協会等<br>れんけい じこぼうし ぼうはんかつどうとう こうほう<br>と連携し、事故防止や防犯活動等の広報を<br>おこな ちいき あんぜん あんしん かくほ<br>行い、地域の安全・安心を確保する。   | けいぞくじっし<br>継続実施                                 | けんせつか<br>建設課<br>しみんきょうどうすいしんか<br>市民協働推進課<br>かくたんとうか<br>各担当課 |
| くにたち<br>メール配信<br>サービス<br>の普及  | けいたいでんわ でんし きのう<br>携帯電話やパソコンの電子メール機能を<br>かつよう ぼうはん ぼうさい かんきょうじょうほう<br>活用して、防犯、防災、環境情報、ごみ<br>だし ていきょう し と あ じょうほう<br>出しお知らせ、しょうがいしゃ向け情報<br>とう ていきょう し と あ<br>等の提供を、市へ問い合わせすることな<br>じどう しゅとく<br>く、自動で取得できるようになるシステム<br>として、「くにたちメール配信」サービス<br>おこな しみん<br>を行っているが、このサービスを市民に<br>ふきゅう<br>普及させる。 | けいぞくじっし<br>継続実施                                 | かくたんとうか<br>各担当課   |

だい し えん ひつよう かた じゅうじつ  
**第7 支援が必要な方へのサービスの充実**

もくひょう  
**【目標】**

こうれいしゃ し えん ひつよう かた ひと ちいき あんしん せいかつ  
 高齢者、しょうがいしゃなど、支援を必要とする人が地域で安心して生活できるよう、  
 これまでのサービスを充実するとともに、社会情勢の変化に伴って発生する新たなニ  
 ーズとそれに対する支援サービスの発掘に努めます。

げんじょう かだい  
**【現状と課題】**

きんねん かいごほけんせいど しょうがいしゃじりつしえんほうとう こうてき いっていでせいび  
 近年、介護保険制度、障害者自立支援法等、公的サービスは一定程度整備されてきてい  
 るが、しょうしこうれいか かくかぞくか だんかいせだい こうれいかとう ちいき せいかつしえん こんご  
 さらに増加するとともに、複雑多様化の傾向にあり、行政による支援だけでは対応しきれ  
 ない課題も多く含んだものとなってきています。

ひとりぐ こうれいしゃ こうれいしゃ せたい にんちしょうこうれいしゃ せたい おやせたいとう  
 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者をかかえる世帯、ひとり親世帯等の  
 ぞうか くわ じどう こうれいしゃ ぎやくたい こどくし もんだい しゅうろうかんきょう あっか  
 増加に加えて、児童・高齢者の虐待、ひきこもり、孤独死などの問題や、就労環境の悪化  
 えいきょう じゅうきよ そうしつ しっしょく ふあんてい せいかつ し じょうきょう  
 の影響による住居の喪失、失職など不安定な生活を強いられてきている状況もみられ  
 ます。

こうれいか ともな いどうこんなんしゃ ぞうか がいしゅつ せいかつひつじゅひん こうにゅう だ み  
 また、高齢化に伴う移動困難者の増加による外出、生活必需品の購入、ごみ出し、見  
 まも とう せいかつしえん してき しえん もと  
 守り等の生活支援ニーズが指摘され、その支援が求められるようになってきています。

し じっし しえん ひつよう ひと けんとう あら  
 このため、これまで市が実施している支援を必要とする人へのサービスを検討し、新た  
 たいおう しえん おこな ひつよう  
 なニーズに対応する支援サービスを行う必要があります。

し じっし おも しえん つぎ じっせき へいせい ねんど  
 これまで市が実施している主な支援は次のとおりとなっています。(実績は平成21年度)

ひとりぐ こうれいしゃ こうれいしゃ せたい おも しえん  
**一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯への主な支援**

- かりあ じゅうたく ていきょう ひとりぐ こうれいしゃ 7人  
 借上げ住宅の提供（一人暮らし高齢者）
- ろうじんふくしでんわ たいよ こうれいしゃ せたい 22台  
 老人福祉電話の貸与（高齢者のみの世帯）
- にゅうよくけん しきゅう ひとりぐ こうれいしゃ こうれいしゃ せたい 222人  
 入浴券の支給（一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯）
- ぎゅうにゅう しきゅう ひとりぐ こうれいしゃ 765人  
 ふれあい牛乳の支給（一人暮らし高齢者）



- 高齢者食事サービス（一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯）…………… 371人
- 高齢者緊急通報システムの設置（一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯）…395世帯

※ これ以外の「高齢者」に対する支援サービスは省略しています。

一人暮らししょうがいしゃへの主な支援

- 心身しょうがいしゃ住宅費助成 …………… 12人
- 緊急通報システムの設置 …………… 10人

※ これ以外の「しょうがいしゃ」に対する支援サービスは省略しています。

一人暮らし高齢者及びしょうがいしゃへの主な支援

- ホームヘルプサービス夜間緊急派遣（平成22年7月～平成23年12月までのモデル事業）
- 住宅費助成 …………… 49人
- 移動支援事業（外出支援サービス）…………… 1,216人
- 入浴サービス事業 …………… 6世帯188回

① 平成21年10月から、離職者で就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者を支援するため、住宅手当緊急特別事業を実施しています。平成22年度の実績は、相談件数267件、申請件数87件、支給決定件数84件（平成22年度事務報告書）となっています。

② 児童・高齢者に対する虐待、孤独死等を防止するため、都や関係機関と連携し、子どもについては子ども家庭支援センター、高齢者については地域包括支援センター等でそれぞれ相談等を実施しています。児童・高齢者への虐待相談対応等件数は、第2章4(4)「児童・高齢者への虐待」のとおりとなっています。

③ 現在、市には、ひきこもり、ニート等の状態にある方やその家族のための専門相談窓口は設置されていません。ただし、こうした方々の悩みや相談については、市のいずれかの窓口で状況等を聴取し、適切であると思われる担当部署につなぐ対応を行っています。

④ その他、生活に困っている方の相談は福祉事務所で 行っている。生活保護のほかに別の解決方法が残されていないかを当事者と一緒に 考え、保護が必要な場合は生活保護として扶助することとしています。

⑤ 高齢者などの移動困難者にとって交通手段をより利用しやすいものとするため、福祉に関する公共交通の利用の実態やサービスニーズを把握し、今後の福祉施策に反映させるためのアンケート調査を実施しました。(平成22年 国立市移動交通手段に関するアンケート調査結果報告書)

⑥ 緊急時の保護や支援については、女性等緊急一時保護、しょうがいしゃ及び高齢者のための緊急通報システム、ホームヘルプサービス夜間緊急派遣(平成22年7月～平成23年12月までのモデル事業)等の事業を行ってきています。

## 【施策の方向】

(1) 制度のはざまに置かれている方や複合的な問題を抱えている方への対応策を検討し、支援が必要とされる方々が相談しやすい総合相談窓口に変更します。

(2) 児童・高齢者の虐待、ひきこもり、孤独死、自殺者等を防止するため、関係機関と情報を共有し、相互に連携するとともに、地域での見守りを強化するための仕組みを構築します。

(3) 高齢化に伴う移動困難者のための通院、外出、生活必需品の購入等の支援をNPO等の市民活動団体と協働するなど、新たなサービスを発掘します。

(4) 24時間、安心して地域で暮らせるよう、緊急時の保護や支援について、地域の事業所、NPO及び団体と連携して充実させます。

ぐたいてき とりくみ  
【具体的な取組】

| じぎょうめい<br>事業名   | じぎょうないよう<br>事業内容   | きかん<br>期間                                 | たんとうか<br>担当課   |
|---|--|---|--|
| そうだん<br>相談しやすい<br>ふくし そうごうそうだんまど<br>福祉総合相談窓口<br>ぐち じゅうじつ<br>口の充実                              | ちょうない かんけい ぶしょ<br>庁内に関係部署からなる<br>ふくし そうごうそうだんまどぐち みなお<br>福祉総合相談窓口の見直しの<br>けんとうかい せっち しみん そうだん<br>検討会を設置し、市民が相談<br>まどぐち せっち<br>しやすい窓口を設置する。   | へいせい ねんど<br>平成24年度から<br>けんとう じっし<br>検討・実施 | ふくし そうむか<br>福祉総務課<br>こうれいしゃ しえんか<br>高齢者支援課<br>しょうがいしゃ しえんか<br>しょうがいしゃ支援課<br>じどうか<br>児童課<br>こそだ しえんか<br>子育て支援課                  |
| だい そうだん けんりょうごじぎょう じゅうじつ ぐたいてき とりくみ さいけい<br>『第4 相談・権利擁護事業の充実』の【具体的な取組】に再掲                     |  |   |  |
| ソーシャルイン<br>クルージョンの<br>かんが かつた じょうせい<br>考え方を醸成<br>するのための<br>こうえんかい じっし<br>講演会の実施               | けいかく きほんりねん<br>計画の基本理念である「ソー<br>シャルインクルージョンに基<br>ちいき じつげん<br>づく地域づくり」を実現する<br>しみんむ こうえんかい<br>ため、市民向けの講演会を<br>じっし<br>実施する。  | へいせい ねんど<br>平成24年度に<br>じっし<br>実施          | ふくし そうむか<br>福祉総務課  |
| じどう こうれいしゃ<br>児童・高齢者の<br>ぎやくたい<br>虐待、DV、<br>ひきこもり、<br>こどくし じさつしゃ<br>孤独死、自殺者<br>とう ぼうし<br>等の防止 | かんけいぶしょ れんけい そうだんたいせい<br>関係部署が連携し、相談体制<br>じゅうじつ ふくし<br>を充実するとともに、福祉<br>そうごうそうだんまどぐち みなお そうだん<br>総合相談窓口を見直し、相談<br>かんきょう そうきゅう せいび<br>しやすい環境を早急に整備<br>する。  | へいせい ねんど<br>平成24年度から<br>けんとう じっし<br>検討・実施 | ふくし そうむか<br>福祉総務課<br>こうれいしゃ しえんか<br>高齢者支援課<br>しょうがいしゃ しえんか<br>しょうがいしゃ支援課<br>じどうか<br>児童課<br>こそだ しえんか<br>子育て支援課<br>ほけん<br>保健センター |
| こうれいか ともな<br>高齢化に伴う<br>いどうこんなんしゃ<br>移動困難者<br>しえん<br>のための支援                                    | くにたちしな い とくていひえいり かつどうほう<br>国立市内の特定非営利活動法<br>じん じっし こうれいしゃ しょうがいしゃ<br>人が実施する高齢者、障害者<br>とう たい ふくし ゆうしょううんそう<br>等に対する福祉有償運送サ<br>じぎょう し<br>ービス事業について、市がそ<br>けいひ いちぶ ほじょきん<br>の経費の一部について補助金<br>こうふ<br>を交付することにより、<br>こうれいしゃ しょうがいしゃとう がいしゆつ<br>高齢者、障害者等の外出す<br>きかい かくだい<br>る機会を拡大する。 | へいせい ねん がつ<br>平成24年1月か<br>じっし<br>ら実施      | ふくし そうむか<br>福祉総務課  |

| じぎょうめい<br>事業名                  | じぎょうないよう<br>事業内容  | きかん<br>期間         | たんとうか<br>担当課                  |
|--------------------------------|---|-------------------|-------------------------------|
| 24時間、安心して地域で暮らすための緊急派遣事業の検討・実施 | 夜間に家族等の介助が受けられない高齢者、しょうがいしゃ等の緊急の支援要請に対して、必要な介助サービスを行う事業を早急に検討・実施する。       | 平成24年度から<br>検討・実施 | 福祉総務課<br>高齢者支援課<br>しょうがいしゃ支援課 |
| 地域包括支援センターの強化                  | 市直営の地域包括支援センターの職員を増員し、相談業務等の機能を強化する。                                      | 平成23年度から<br>実施    | 高齢者支援課                        |
| 『第4 相談・権利擁護事業の充実』の【具体的な取組】に再掲  |   |                   |                               |
| 離職者のための就労環境の整備                 | 離職者のための就労情報の提供を目的とした市民向けパソコンの導入を図るとともに、就労支援活動を行っているNPO法人と連携し、自立支援活動を推進する。 | 平成24年度から<br>検討・実施 | 福祉総務課                         |
| 受験生のための支援                      | 中学3年生・高校3年生がいる一定所得以下の世帯に、学習塾等受講料、高校・大学受験料の無利子貸付を実施する。                     | 平成23年度から<br>実施    | 福祉総務課                         |

## だい けんこう すいしん 第8 健康づくりの推進

### もくひょう 【目標】

すべての市民が日常から健康的な生活習慣を身につけ、健康づくりに励み、生涯にわたって地域でいきいきと暮らせるよう、市民の健康づくりを積極的に推進します。

### げんじょう かだい 【現状と課題】

健康づくりは、一人ひとりの自覚と実践が基本であり、市民の意識を高め、健康診断の受診、生活習慣の改善などの意識行動を促すとともに、社会全体で支援する仕組みが求められています。

平成23年3月に実施した「第3回国立市市民意識調査報告書」によると、1年前と比較して健康だと思ふ市民の割合は14.6%、健康だと思わない市民の割合は22.7%となっており、市の第2次基本計画では、健康だと思ふ市民の割合を平成27年度に19.0%とする取組が示されています。

また、前年に実施した「第2回国立市市民意識調査報告書」では、「近くに安心してかかることができる医療機関がありますか」との問いに「ない」と答えた割合は26.2%で、そのうち「医療機関に関する情報が不十分だから」を理由とした割合は39.3%となっています。

市は平成16年に、計画期間を平成26年までとする「元気にたち健康づくり計画」を策定し、乳幼児から高齢者まで、しょうがいの有無にかかわらず、すべての市民が自分らしい人生を送ることができるよう、ライフステージを通じた健康づくりを推進しています。

この計画では、「市民の参加・活動と支え合いによる元気にたち健康づくり」を基本理念とし、個人の生活習慣を左右する生活の場（家庭、地域、学校、職場等）を市民、医療機関、関連団体、学校、NPO、企業、行政などが、それぞれ主体性を持ち、協力し合いながら推進する必要があるとしています。

このため、市では「元気にたち健康づくり計画」で示した「運動」「栄養」「休養・こころの健康」「たばこ・アルコール・薬物」「健康診査・健康相談」の5項目の取組を「子

ども」「青年～壮年期」「高齢期」に分けて、着実に実施します。

※ ライフステージ → 87ページ 用語の解説⑩参照

① 「元気なくにたち健康づくり計画」は、平成18年に、計画の事業評価及び施策の見直しを行い、新たな取組を行っています。また、中間評価を平成21年から実施し、平成23年3月には「元気なくにたち健康づくり計画～第2回中間評価と今後の取り組み～」を作成しています。

② 「元気なくにたち健康づくり計画」の中間評価の基礎資料として、平成21年度に20～74歳の市内在住者2,000人を対象に「第2回国立市民の健康に関する意識・実態調査」を実施し、平成23年3月に調査報告書を作成しています。

③ 計画に基づき、市が実施した主な取組は、次のとおりです（平成21年度実績）。

| 項目        | 対象者    | 主な取組内容  | 担当課              |
|-----------|--------|---|------------------|
| 運動        | 子ども    | 冒険遊び場事業及び放課後子ども教室推進事業等  | 子育て支援課<br>生涯学習課  |
|           | 青年～壮年期 | 運動チャレンジ教室、オリジナル体操の普及、健康ウォーキングマップの配布、水泳、バドミントン及び合気道教室等                           | 保健センター<br>生涯学習課  |
|           | 高齢期    | リトミック教室、自然観察及び転倒骨折予防教室等   | 高齢者支援課<br>公民館    |
| 栄養        | 子ども    | 定期健診等を通して、栄養に関する情報の提供、野菜収穫体験ハイクによる運動と栄養に関する啓発等                                  | 産業振興課<br>保健センター  |
|           | 青年～壮年期 | 栄養に関するレシピを市報に掲載及び管理栄養士、保健師による成人栄養保健相談等  | 保健センター           |
|           | 高齢期    | 男の料理教室及び低栄養予防事業   | 高齢者支援課<br>公民館    |
| 休養・こころの健康 | 子ども    | 乳幼児健康診査を通して、早起き早寝の重要性について集団教育及び健康で安全・快適な生活環境の整備を推進するため、機関紙への掲載・ポスターの掲示等         | 子育て支援課<br>保健センター |
|           | 青年～壮年期 | 市民を対象に睡眠に対する講演会、育児に不安のある母に対する相談事業等及び地域講座事業として、子育てを始め、生き方や人間関係等の不安を保護者同士が語れる場の提供 | 子育て支援課<br>保健センター |
|           | 高齢期    | 地域包括センター及び3箇所地域の地域に相談窓口を設置  | 高齢者支援課           |

| 項目           | 対象者           | 主な取組内容   | 担当課                       |
|--------------|---------------|--|---------------------------|
| たばこ・アルコール・薬物 | 子ども           | 主任児童委員・民生児童委員の登下校時における見守り活動の実施及び小・中学校の定期訪問や学校行事への参加  | 福祉総務課                     |
|              | 青年～壮年期<br>高齢期 | 市民まつりにおいて、市民 200 人にアルコールパッチテストの実施及び「アルコールを進めないで」カードを配布、受動喫煙に関しては、両親学級及び新生児訪問等でパンフレットの配布及び指導、禁煙希望者の支援として、個別相談及び両親学級で喫煙者の把握と指導、中央線統一喫煙マナーアップキャンペーンを実施し、分煙と受動喫煙の防止の啓発 | ごみ減量課<br>保健センター           |
| 健康診査・健康相談    | 子ども           | 各健診事業の周知及び受診の啓発及び乳幼児健康診査未受診者への支援   | 保健センター                    |
|              | 青年～壮年期<br>高齢期 | 健康手帳の配布、国民健康保険加入者の 40 歳以上の方には特定健康診査、高齢者医療制度の対象者に特定健康診査と生活機能評価、また、これらの対象者を中心に健康診査の付加健康診査、成人歯科健康診査、がん検診等   | 保険年金課<br>高齢者支援課<br>保健センター |

※ リトミック → 87ページ 用語の解説⑫参照

## 【施策の方向】

- 健康づくりに対する市民の意識の醸成に努めます。
- 健康づくり・介護予防について、「元気なくにたち健康づくり計画」に基づき、「運動」「栄養」「休養・こころの健康」「たばこ・アルコール・薬物」「健康診査・健康相談」の5項目の取組を「子ども」「青年～壮年期」「高齢期」に分けた取組を着実に推進します。

## 【具体的な取組】

| 事業名              | 事業内容                                   | 期間   | 担当課    |
|------------------|--|------|--------|
| 健康づくりに関する市民意識の醸成 | 健康づくりに関する情報の提供に努め、正しい生活習慣を身につけるよう支援する。 | 継続実施 | 保健センター |

| じぎょうめい<br>事業名                                  | じぎょうないよう<br>事業内容  | きかん<br>期間       | たんとうか<br>担当課  |
|--|---|-----------------|---------------|
| げんき<br>元気にたち<br>けんこう<br>健康づくり計画<br>すいしん<br>の推進 | げんき けんこう けいかく<br>元気にたち健康づくり計画に<br>もと つぎ じぎょう すいしん<br>基づき、次の事業を推進する。<br>うんどう あそ けんこう<br>① 運動・遊びによる健康づくり<br>しょくせいかつ けんこう<br>② 食生活による健康づくり<br>きゅうよう けんこう<br>③ 休養・こころの健康づくり<br>やくぶつ<br>④ たばこ・アルコール・薬物の<br>ちしき ふきゅう<br>知識の普及<br>けんこうしんさ けんこうそうだん じゅうじつ<br>⑤ 健康診査・健康相談の充実 | けいぞくじっし<br>継続実施 | ほけん<br>保健センター |



## 第3節 その人がその人らしく生きられる地域づくり

### 【目標】

すべての市民が地域とつながりを持ち、それぞれのやり方で社会参加し、生きがいを持ち  
元気に活躍できる地域づくりを推進します。

### 【現状と課題】

人は、社会に参加し、学び、交流し、社会の中で役割をもつことによって、生きがいを見  
つけ、その人らしく過ごすことができます。高齢社会が進展する中で、セカンドライフ  
をどう過ごすかは国民の関心事であり、特に定年を迎えた団塊の世代などは、今までの経験  
や知識を生かして地域活動に参加し、担い手となることが期待されています。ボランティ  
ア活動を積極的に行う方がいる一方で、地域活動に興味はあるものの、実際に参加する  
までに至らない方も多くいるのが現状です。定年後、会社から地域に居場所を移行できず  
に、家で過ごすケースも少なくありません。

平成22年3月に実施した国立市政世論調査及び市民意識調査報告書によると、市民がグル  
ープ活動や地域活動に参加しない理由として、約半数の方が「参加する機会がなかった」  
と回答しています。

こうした状況を改善し、すべての市民が地域の中で共に学び合い、意識を高め、一人ひ  
とりが尊重され、共に生きる喜びを分かち合える地域づくりが大切です。

また、高齢者やしょうがいしゃが安心して働くことができる環境を整備することも  
重要です。

このため、市民の知識や経験を活かし、社会に参加・参画できる仕組みを構築し、地域で  
生きがいを持って働き、活躍できるよう、社会参加の推進を図ります。また、あらゆる世代  
の居場所・拠点づくり、自立生活をめざす教育と活動の充実、自立生活を実現するため  
の就労支援が求められています。

※ セカンドライフ → 87ページ 用語の解説⑬参照

① 約60%の市民がグループ活動や地域活動に参加していない。参加している活動で高い項目としては、「文化・芸術・スポーツなどの活動」15.3%、「自治会・町内会などの地域活動」14.3%が挙げられます。

資料：平成22年3月実施 国立市政世論調査及び市民意識調査報告書

② 今後参加したいグループ活動・地域活動について「文化・芸術・スポーツなどの活動」38.2%、「福祉・健康に関する取り組み」15.3%、「高齢者グループの活動」13.5%です。

資料：平成22年3月実施 国立市政世論調査及び市民意識調査報告書

③ 市民がグループ活動や地域活動に参加しない理由は「時間的な余裕がなかった」46.0%、「参加する機会がなかった」45.2%です。

資料：平成22年3月実施 国立市政世論調査及び市民意識調査報告書

④ 国立市ボランティアセンターに登録し、活動希望のあるボランティア数は個人86名(男性34名、女性52名)、団体12団体(延べ346名)です。

資料：国立市社会福祉協議会 平成21年度事業報告書

⑤ 国立市シルバー人材センターに登録している人数は589人(平成22年3月31日現在)、活動回数は59,532回(平成21年度)です。

資料：国立市シルバー人材センター 平成21年度実績報告書

⑥ 市民活動で利用できる市内公共施設は26箇所です。

| 施設名称  | 施設数 | 施設名称   | 施設数 |
|-------|-----|--------|-----|
| 市民プラザ | 2   | 防災センター | 5   |
| 集会所   | 8   | 福祉会館   | 1   |
| 公民館   | 1   | 体育館    | 1   |
| 福祉館   | 5   | 郷土文化館  | 1   |
| 芸小ホール | 1   | 古民家    | 1   |

※ 上記の他にテニスコート、野球場などの野外施設あり。くにたち生活便利帳に記載あり。

し さ く ほうこう  
【施策の方向】

(1) 「生きがいを持ち元気に活躍できる地域づくり」で扱う施策を次のとおりとします。

- ① 社会参加の推進  
しやかいさんか すいしん
- ② あらゆる世代の居場所・拠点づくり  
せだい いばしょ きよてん
- ③ 自立生活をめざす教育と活動の充実  
じりつせいかつ きょういく かつどう じゅうじつ
- ④ 自立生活を実現するための就労支援  
じりつせいかつ じつげん しゅうろうしえん

## 第9章 社会参加の推進

### 【目標】

市民の中には、教育、文化、芸術、スポーツ、社会福祉などの分野で多様な活動を行っている人々があり、その活動への参加は、地域でいきいきとした生活を送る上で大切な要因となっています。地域の様々な活動を通して誰もが社会に参加し、自己実現を図る機会を創出できるよう基盤づくりを進め、社会参加を推進する。また、ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動を通じた生きがいづくりを推進します。

### 【現状と課題】

人は社会に参加し、学び、交流し、社会の中で役割をもつことによって、生きがいを見つけ、その人らしく過ごすことができます。

国立市政世論調査及び市民意識調査報告書によると、福祉活動に取り組んでいる市民の割合は11.6%であり、全く取り組んでいない市民の割合は66.6%となっています。

一方で、今後参加したいと思うグループ活動・地域活動の割合は、「文化・芸術・スポーツなどの活動」38.2%、「自然保護・緑化活動」16.4%、「福祉・健康に関する取り組み」15.3%となっており、それ以外にも10%台では、地域の清掃活動、自治会・町内会などの地域活動、地域の子ども・青少年の育成活動などに市民が参加を望んでいます。また、「どれにも参加したいとは思わない」との回答は17.5%となっています。

グループ活動や地域活動に参加するために市が行うべき施策については、「市民が利用しやすい公共施設の整備」が50.0%と最も高くなっています。

この調査結果から、多くの市民は様々な市民活動を通して社会参加することへの熱意があるにもかかわらず、その機会・きっかけがなく、身近に活動できる場の確保が必要であることなどが伺えます。

一方、高齢化が進展する中で定年を迎えた団塊の世代による地域活動への参加が期待されています。また、地域福祉活動を支えてくれている自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等の方々の状況を踏まえると、新たな活動の担い手を発掘し、育成していくこ

とも急務きゅうむとなっています。さらに、若年層じゃくねんそうの地域福祉ちいきふくしへの参加さんかを促す取組うながが必要とりくみである  
と言えます。い

地域活動ちいきかつどうにおいては、次代じだいを担う人材になの育成じんざい、及び熱意いくせい、知識およ、技術ねついなどを持った人材ちしきの  
確保ぎじゅつが必要もであるとともに、地域住民ちいきじゅうみん以外の参加いがいや団体間さんかの交流だんたいかんの機会こうりゅうを設けることも  
必要きかいとなっています。もう

地域住民ちいきじゅうみん以外の地域活動ちいきかつどうの担い手になづくりとして、ボランティアセンターてと協力きょうりょくし、  
市内しなの大学だいがくや高校こうこうとの連携れんけいをさらに図り、地域の活動はかに関心ちいきや参加かつどう交流かんしんを促すことさんかで、  
学生がくせいの活力かつりょくを活かした取組いを目指すことも重要とりくみです。また、市民しみんが地域活動ちいきかつどうを継続けいぞくして  
行うためおこな、やりがいあんしんや安心して活動かつどうできる環境かんきょうづくり、様々なテーマさまざまでの講習会こうしゅうかいを実施  
するなど、活動じっしの支援かつかうも必要しえんです。

こうした観点かんてんから、福祉ふくしを支える人ささづくりや社会参加ひとのしくみしゃかいさんかを積極的せっきよくてきに推進すいしんします。

① 市のボランティアセンターしでは、ボランティア活動かつどうをはじめとする主体的な市民活動しゅたいてき  
を支援しみんかつどうしています。しえん

② 市の社会福祉協議会しが作成しゃかいふくしきょうぎかいした「くにたち福祉活動計画さくせい」では、誰もがボランティア  
活動かつどうに参加さんかできるよう推進すいしんし、家庭及び教育かていの場きょういくとの連携ばを図り、児童・青少年福祉れんけい  
活動はかや大学の社会貢献活動じどうの支援せいしょうねんふくしを行うことを掲げ推進かかしています。すいしん

## 【施策の方向しさく】ほうこう

(1) 市民しみんが文化・芸術・スポーツ・社会福祉ぶんかなどの活動げいじゅつを通して社会しゃかいふくしに参加かつどうし、学び、  
交流とおし、社会しゃかいの中で役割さんかをもつことまなによって、生きがいなを見つけ、地域いでいきいきと  
生活みを送れるようちいき、社会福祉協議会せいかつと連携おくして支援しゃかいふくしきょうぎかいします。れんけい

(2) 市民しみんの知識ちしき、技術ぎじゅつ、経験等けいけんとうを生かし、地域いで活躍ちいきできる機会かつやくや場きかいの確保ばを創出かくほし、  
やりがいあんしんと安心して活動かつどうできる環境かんきょうづくりに努めます。つと

(3) ボランティアセンターれんけいと連携あらし、新たな活動かつどうの担い手になを発掘はくつし、育成いくせいするための支援しえん

けんとう じっし  
を検討し、実施します。

ぐ たいてき とりくみ  
【具体的な取組】

| じぎょうめい<br>事業名   | じぎょうないよう<br>事業内容   | きかん<br>期間                                 | たんとうか<br>担当課  |
|---|--|---|---|
| しない<br>市内のサークルや<br>だんたい<br>団体のための<br>かつどう ば かくほ<br>活動の場の確保  | こうきょうしせつとう かつよう しない<br>公共施設等を活用し、市内の<br>だんたい かつどう<br>サークルや団体が活動しやす<br>かんきょう せつきよくてき せいび<br>い環境を積極的に整備する。   | けいぞくじっし<br>継続実施                           | しょうがいがくしゅうか<br>生涯学習課<br>こうみんかん<br>公民館<br>しみんきょうどうすいしんか<br>市民協働推進課<br>ふくしそらむか<br>福祉総務課 |
| しみん だんたい ちしき<br>市民や団体の知識、<br>ぎじゆつ けいけんとう い<br>技術、経験等を生か<br>ちいき かつやく<br>し、地域で活躍でき<br>きかい ば せっち<br>る機会・場の設置 | しみん だんたい ちしき ぎじゆつ<br>市民や団体がもつ知識、技術、<br>けいけんとう い ちいき<br>経験等を生かし、地域のイベン<br>とう はっぴよう かつやく<br>ト等で発表したり、活躍でき<br>きかい けんとう じっし<br>る機会を検討し、実施する。<br>とくぎばんく ちいきしせつ かつよう<br>特技バンク（地域施設を活用し<br>えんそう<br>たレクリエーションや演奏、ま<br>ちしき こうぎ<br>た知識をいかした講義など）」<br>せっち<br>を設置する。 | へいせい ねんど<br>平成24年度から<br>けんとう じっし<br>検討・実施 | 生涯学習課<br>市民協働推進課<br>福祉総務課   |
| あら かつどう にな て<br>新たな活動の担い手<br>はっくつ しえん<br>の発掘・支援   | れんけい<br>ボランティアセンターと連携<br>あら かつどう にな て はっくつ<br>し、新たな活動の担い手を発掘<br>いくせい しえん<br>し、育成するための支援を<br>じゅうじつ<br>充実する。   | けいぞくじっし<br>継続実施                           | 福祉総務課   |

## 第10 あらゆる世代の居場所・拠点づくり

### 【目標】

すべての市民が気軽に地域に参加できるよう、あらゆる世代に対応したたまり場事業の推進を図り、市民が安心して過ごしたり、地域活動の拠点となる、交流できる場の確保に努めます。

### 【現状と課題】

居場所・たまり場のイメージは、人により様々な解釈で使われていますが、ありのままの自分のできる空間であり、他者との関わりにおいて発生する感情や経験の中で自分の存在意義を確立し、それを社会に還元していくために自分はどうあるべきかを考えていく材料となる時間や空間でもあります。

子どもたちから高齢者までが、出会いの場所、情報交換の場所又は息抜きの場所として、身近に誰でも気軽に寄り集えることが望まれます。

市には、居場所・たまり場として、公民館、福祉会館、地域福祉館、地域集会所、地域防災センター、児童館等があり、北福祉館及び西福祉館では「たまり場運営事業」としてスペースを確保し、気軽に読める雑誌等を置いています。

また、青少年のためのたまり場として中学生から高校生の年代を対象に「西児童館中高生タイム」として、毎週火曜日から金曜日、午後6時から午後7時まで施設を開放するための準備をしています。しかし、各施設とも居場所・たまり場機能として活発に活用されていないのが現状です。

一方、平成22年度から、子どもの居場所づくりを実施する市内のNPO法人等の団体に対して、事業費の一部を助成する事業を実施しています。

今後は、地域の人々が集まりたくなるような居場所・たまり場とは何かを把握し、子ども、青少年、高齢者、しょうがいしゃ、文化の違う人などとの交流が円滑に図れるよう地域住民、事業者及び市がそれぞれの役割分担を明確にし、事業を実施することが大切です。

① 子ども家庭支援センターには「子育てひろば」があり、多くの乳幼児と親（ときには祖父母）が訪れます。幼い子どもたちを安心して遊ばせながら、親同士が出会い、交流ができ、リフレッシュができる場、又は職員に相談もできる場として利用されています。また、学童保育所では、木曜日又は金曜日の午前中に「カンガルー広場」を開催しています。自分の住む地域で同年代の子をもつ友人をつくる、学童保育スタッフから子どもとの遊び方のヒントをもらう、巡回しているセンター職員に悩みや心配事を聞いてもらうなど、様々な目的で参加しています。

② 子育て支援課では、平成22年度に「多摩・島しょ地域力の向上事業助成制度」を活用し、子どもの居場所づくりを実施する市内のNPO法人等の団体に対して、事業費の一部を1団体に上限35万円（2団体に限る）を助成する事業を実施しました。平成23年度は、くにたちしほしかていとうじりつおよこそだしえんききんかつようどうじぎょうけいぞくだんたいじよせい国立市母子家庭等の自立及び子育て支援基金を活用して同事業を継続し、3団体に助成をおこな行っています。

③ 西児童館で行っている「中高生タイム」については、現在、活発な利用を図るための検討を進めています。

④ 北福祉館内「たまり場」及び西福祉館内「みんなのお部屋」は、毎週月曜日、祝日及び年末年始を除き、毎日午前9時から午後4時30分まで開設しています。

⑤ 福祉会館では、趣味やサークルのための施設の貸出、高齢者健康体操（平成21年度定員400名）、初心者フラダンス教室（平成21年度定員30名×2回）等を実施しています。

⑥ 老人センターでは、健康・趣味・交友の場としての場の確保のほか、趣味の会活動への助成や市内のNPO法人と連携し、児童から高齢者までの参加者による将棋大会を実施しました。

⑦ 社会福祉協議会では、65歳以上の住民を対象に「同郷・ふるさと」をキーワードに仲間づくり、外出の機会づくりを目的に「くにたちふるさとサロン」活動を実施してい



ます。(平成22年3月31日現在の登録者418名)

【施策の方向】

- (1) 地域福祉館を活用し実施している「たまり場運営事業」の見直しを行い、たまり場の意義等を整理し、利用しやすい場を確保します。
- (2) 国、都等の補助制度、基金等を活用し、NPO等の団体が実施するたまり場や居場所づくりに対して支援します。

【具体的な取組】

| 事業名                         | 事業内容  | 期間                | 担当課                        |
|-----------------------------|---|-------------------|----------------------------|
| 「たまり場運営事業」の見直し              | 地域福祉館を活用し実施している「たまり場運営事業」の見直しを行い、たまり場の意義等を整理し、利用しやすい場を確保する。 | 平成24年度から<br>検討・実施 | 福祉総務課                      |
| NPO等の団体が実施するたまり場や居場所づくりへの支援 | 国、都等の補助制度、基金等を活用し、NPO等の団体が実施するたまり場や居場所づくりに対して支援する。          | 平成23年度から<br>検討・実施 | 福祉総務課<br>子育て支援課<br>市民協働推進課 |

# 第11 自立生活をめざす教育と活動の充実

## 【目標】

しょうがいのある人もない人も、お年寄りも若い人も、共に学び互いの理解を深め、地域の中でだれもが活躍できるよう、福祉施設等を活用した交流活動の支援や福祉教育の推進に努め、福祉に関する意識の醸成に努めます。

## 【現状と課題】

市が実施した調査によれば、市民が過去1年間に行った生涯学習活動は「趣味や教養を高めること」が38.1%で最も多く、「健康・体力づくり」が25.8%、「生活を楽しみ、心を豊かにする活動に参加すること」が17.0%の順になっています。また、生涯学習活動を特に行っていない市民の割合は34.3%で、その理由は「仕事や家事が忙しくて時間がない」が50.7%、「きっかけがつかめない」が29.1%となっています（「国立市政世論調査及び市民意識調査報告書」平成22年3月実施）。この調査結果から市民の多くは、生涯学習活動に興味をもち、実際に学習活動を行っていることが見て取れます。一方、地域には、人材、組織、施設、制度など多様な社会資源があります。これらを積極的に活用しながら、福祉教育を展開することが大切です。

市内の公立小学校では、「総合的な学習の時間」の中で、人権教育の一環として高齢者やしょうがいしゃの方々との交流を行う時間を設け、子どもたちが高齢者やしょうがいしゃの生活に関心をもち、交流体験を通して共に生きることについて考えたり、当事者の思いや状況に共感し、人の役に立つ喜びや奉仕活動の楽しさを体験したりする学習を行っています。

公立中学校では、「職場体験学習」の授業を設け、市内の公共機関、事業所等と連携し、未来の地域を担う人間の育成を使命として教育活動を推進しています。平成21年度においては、市内の保育園、幼稚園、介護保険事業所などの現場体験も行われています。また国立第一中学校では、学年を通して「感謝や思いやり」を主題に、地域の手話通訳者や福祉団体の方々の協力を得て、「道徳授業地区公開講座」などを実施しています。

ほか いっぱんしみん たいしょう ふくしかんれん がくしゅう じんけん へいわとう こうざ とお こうみんかん  
その他、一般市民を対象とした福祉関連の学習は、人権・平和等の講座を通して公民館  
じっし としょかん ふくしかんれん としょ か だ おこな  
が実施したり、図書館では、福祉関連の図書の貸し出しを行っています。

しみん みな し き じょうほう こうざいちらん なか えら もう こ  
また、市民の皆さまが、知りたい・聞きたい情報を講座一覧の中から選んで申し込んで  
いただく「わくわく塾くにたち」があり、グループや団体が主催する学習会などで、市  
しよくいん しせい げんじょう かない せいさくないよう はな わだいていきょう おこな こうざ  
職員が市政の現状・課題、政策内容などを話し、話題提供も行っています。講座には、  
ふくし きょういく こうざ ちいき きんじょうし あつ りよう  
福祉、教育など64講座があり、地域のグループ、PTA、ご近所同士などの集まりに利用  
されています。

くにたちし まいつき かい かい にゆうもんこうざ  
さらに、国立市ボランティアセンターでは、毎月1回から2回「ボランティア入門講座」  
かいさい くるま たいけん おこな し まな あ  
を開催し、車いす体験などを行うほか、知りたいことや学びたいことについてニーズに合  
とう おこな しゅつちようこうざ おこな  
わせたプランニング等を行う「出張講座」も行っています。

こんご かつどう じゅうじつ はか だれ とも まな ちいき なか かつやく  
今後、こうした活動の充実を図るとともに誰もが共に学び、地域の中で活躍できるよう、  
こうりゅうかつどう しえん ふくしきょういく すいしん つと じんけんしゅうかん まいとし がつ にち さいしゅうび しゅう  
交流活動の支援や福祉教育の推進に努め、人権週間（毎年12月10日を最終日とする1週  
かん とう つう ふくし かん いしき じょうせい つと  
間）等を通じて福祉に関する意識の醸成に努めます。

へいせい ねん がつ にち くにたちだいよんしょうがっこう じぶん とも たいせつ とも い じ  
① 平成23年2月8日、国立第四小学校において、「自分も友だちも大切にし、共に生きる児  
どう いくせい じんけんきょういく すいしん とお けんきゅうしゅだい こうかいじゅぎょうとう かくがくねん  
童の育成～人権教育の推進を通して～」を研究主題として、公開授業等を各学年で  
じっし  
実施しました。

こうみんかん こうざ じんけん へいわ かいさい じんけん かん がくしゅう まいとし ていきてき  
② 公民館では、講座「人権・平和」を開催し、人権に関する学習を、毎年、定期的にテ  
せってい じっし  
ーマを設定し、実施しています。

しみんきょうどうすいしんか じんけん かん てん じ かい こうえんかい ていきてき じっし  
③ 市民協働推進課では、人権に関する展示会や講演会を定期的実施しています。

くにたちし ちゅうがくせい せいねんそう たいしょう しない ふくしかんけい  
④ 国立市ボランティアセンターでは、中学生から青年層を対象に、市内の福祉関係の  
しせつとう たいけんがくしゅう なつ たいけんがくしゅう がっこう だんたい む ふくし  
施設等において体験学習する「夏のボランティア体験学習」、学校や団体向けの「福祉  
でまえこうざ じっし  
出前講座」などを実施しています。

し さ く ほうこう  
【施策の方向】

- (1) 「わくわく塾くにたち」を活用した出前講座、公民館の「人権・平和」講座等を通して、福祉教育の実施や福祉に関する意識の醸成に努めます。
- (2) 公立小学校の「総合的な学習の時間」、公立中学校の「職場体験学習」などを通して、高齢者やしょうがいしゃと交流体験を通して共に生きることについて考えたり、市内の事業所等の現場体験を通じて感謝や思いやりの気持ちを醸成します。
- (3) 市内の大学等と連携し、福祉に関する学習や福祉に関する意識の醸成に努めます。

ぐたいてき とりくみ  
【具体的な取組】

| じぎょうめい<br>事業名   | じぎょうないよう<br>事業内容  | きかん<br>期間                                 | たんとうか<br>担当課                          |
|---|---|---|---------------------------------------|
| ふくしきょういく じっし<br>福祉教育の実施<br>や福祉に関する<br>いしき じょうせい<br>意識の醸成                | 「わくわく塾くにたち」を活用した<br>出前講座や公民館の「人権・平和」<br>講座等を通して、福祉教育を実施<br>し、福祉に関する意識の醸成に努め<br>る。 | けいぞくじっし<br>継続実施                           | しょうがいがくしゅうか<br>生涯学習課<br>こうみんかん<br>公民館 |
| じんけんきょういく<br>人権教育<br>じゅうじつ<br>の充実                                       | 「総合的な学習の時間」「職場体験<br>学習」等を通じた高齢者やしょうが<br>いしゃと交流体験の実施                               | けいぞくじっし<br>継続実施                           | がっこうしどうか<br>学校指導課                     |
| だいがくとう れんけい<br>大学等と連携し<br>た福祉に関する<br>がくしゅう ふくし かん<br>学習と福祉に関<br>する意識の醸成 | 市内の大学等と連携し、福祉に関す<br>る学習や福祉に関する意識の醸成<br>に努める。                                      | へいせい ねんど<br>平成24年度から<br>けんとう じっし<br>検討・実施 | ふくしそむか<br>福祉総務課                       |

## 第12 自立生活を実現するための就労支援

### 【目標】

働く意欲がありながら、年齢、身体的機能、家族構成などの理由により就労が実現できない方に、働くことを通じて安心して自立した生活が営めるよう相談、各種能力開発セミナーなどの支援を行います。また、定年を迎えた後も、地域の中で生き生きと活躍できるように、シルバー人材センターと連携し、就労機会の拡充に努めます。

### 【現状と課題】

市では就労支援員を配置し、生活保護受給者又は生活保護が必要と思われる方のための就労支援や女性のための再就職支援セミナー、ハローワーク等の関係機関の情報提供等を行っています。また、平成23年4月には、しょうがいしゃの就労支援担当を配置し、就労機会の拡大とともに、安心して働き続けられるようしょうがいしゃ就労支援事業を実施しています。

一方、団塊の世代が定年退職を迎え、労働力の減少、企業内の技術・ノウハウの継承の断絶等様々な問題が生じるのではないかと懸念されましたが、多くの企業において60歳定年後の継続雇用が進んだことなどもあり、2007年に大きな問題が生じることはありませんでした。ただし、この継続雇用も、年金（定額部分）の支給開始年齢までが目安と考えると、「団塊の世代」が65歳に到達する2012年に同じ問題が発生する可能性が指摘されています。

こうした団塊の世代を含む高齢者が持つ技術やノウハウを地域に還元し、地域で働く場を確保することで、社会の中で受益者としてではなく、社会を支える担い手としての役割を得ることが重要です。このため、シルバー人材センターと連携し、元気な高齢者の知識や技能が活用できるように、就労機会の拡充に努めることが必要です。

- ① 生活保護受給者又は生活保護が必要と思われる方に対する平成21年度就労支援の新規相談者は36人、そのうち就職できた方は14人となっています。（福祉総務課資料）

② 市役所ロビーに、就労に関する関係機関の情報提供等のコーナーを設置するとともに、労働法、労働条件等の知識がわかる「ポケット労働法」を都と連携して作成し、必要な方に配布しています。

③ 平成22年12月末日現在のシルバー人材センターの会員数は572人、平成22年度の受託件数は4,430件、延べ日人員は57,712人となっています。受託の主なものは、建物・駐車場の管理、マンション等の清掃、植木の手入れ、障子ふすま張り、除草、家事援助、保育園送迎等の育児サービスなどとなっています。

## 【施策の方向】

(1) 退職者、失職者又は支援を必要とする方などの就職活動を支援するための情報提供を行うとともに、ハローワークや就労支援活動を行っているNPO法人等と連携し、自立支援活動を推進します。

(2) 退職者のための就労情報の提供を目的とした市民向けパソコンを導入し、ハローワークに行かなくても就労情報が得られるよう支援します。

(3) 団塊の世代を含む元気な高齢者の豊富な知識や経験を生かした働く場、働くことによる社会参加の機会を、シルバー人材センター等と連携して確保します。

ぐたいてき とりくみ  
【具体的な取組】

| じぎょうめい<br>事業名  | じぎょうないよう<br>事業内容  | きかん<br>期間   | たんとわか<br>担当課                            |
|--|---|---|---|
| しゅうろう し えんかつどう<br>就労支援活動<br>のための支援                   | りしょくしゃ しつしょくしゃまた しえん ひつよう<br>離職者、失職者又は支援を必要とする方などの就職活動を支援する<br>ための情報提供を行うとともに、ハローワークや就労支援活動を行っているNPO法人等と連携して、自立支援活動を推進する。 | けいぞくじっし<br>継続実施<br>いちぶ へいせい ねんど<br>一部、平成24年度<br>から検討・実施 | ふくしそむか<br>福祉総務課                         |
| ろうどうほう<br>ポケット労働法<br>の作成・配布                          | ろうどうほう ろうどうじょうけんとう ちしき<br>労働法、労働条件等の知識がわかる「ポケット労働法」を都と連携して作成し、必要な方に配布する。  | けいぞくじっし<br>継続実施   | さんぎょうしんこうか<br>産業振興課                     |
| りしょくしゃ<br>離職者のための<br>就労環境の<br>整備                     | りしょくしゃ しゅうろう じょうほう<br>離職者のための就労情報の提供を目的とした市民向けパンコンを導入し、ハローワークに行かなくて就労情報が得られるよう支援する。                                       | へいせい ねんど<br>平成24年度から<br>検討・実施                           | ふくしそむか<br>福祉総務課                         |
| げんき こうれいしゃ<br>元気な高齢者の<br>豊富な知識や<br>経験を生かした<br>働く場の確保 | だんかい せだい ふく げんき こうれいしゃ<br>団塊の世代を含む元気な高齢者の豊富な知識や経験を生かした働く場、働くことによる社会参加の機会の場をシルバー人材センター等と連携して確保する。                          | へいせい ねんど<br>平成24年度から<br>検討・実施                           | ふくしそむか<br>福祉総務課<br>こうれいしゃしえんか<br>高齢者支援課 |